

第二期高知市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない高知市をめざして～

令和7年3月
高知市

はじめに

平成 28(2016)年4月に国の「改正自殺対策基本法」が施行され、各市町村に生きることの包括的な支援を基本理念とした市町村自殺対策計画策定が義務付けられ、国を挙げて自殺対策を推進しています。

本市では、平成31(2019)年3月に「高知市自殺対策計画～誰も自殺に追い込まれることのない高知市をめざして～」を策定しました。計画では、自殺対策を支える人材の育成に重点を置き、市民が自殺に追い込まれないための総合的な自殺対策を進めてまいりました。

本市における令和5(2023)年の自殺死亡率は13.8で全国や高知県をやや下回っています。しかし、ここ5年間を見ても毎年40～60人前後の方が自殺で亡くなられており、自殺対策は引き続き市を挙げて取り組むべき課題であると言え、「誰も自殺に追い込まれることのない高知市の実現をめざして」、自殺対策を推進していくことが必要です。

この度の改定に当たっては、これまでの取組を踏まえ、自殺対策計画をさらに全庁的に展開し、国、県をはじめ、関係機関・団体との連携を一層強化しながら総合的な対策に取り組んでまいります。

令和7年3月

高知市

第二期高知市自殺対策計画 目次

第1章 計画策定の趣旨等

1 趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
4 計画の数値目標	3
■ SDGsの理念との整合	3

第2章 高知市の現状

1 自殺の現状	5
2 住民の意識調査の結果分析	17
3 自殺対策における取組	26
4 成果指標の達成状況	28

第3章 高知市の自殺対策推進の考え方

1 自殺対策の考え方	29
2 基本認識	30
3 基本理念	30
4 基本方針	30
5 基本施策	32
6 計画体系図	33

第4章 具体的施策

地域におけるネットワークの強化	34
-----------------	----

自殺対策を支える人材の育成		37
市民への啓発と周知		39
生きることの促進要因への支援		43
ライフステージに応じた支援の充実		51

第5章 計画の成果指標

1 自殺対策全体の数値目標		59
2 具体的施策に対する指標		59
3 計画の点検評価		59
■ 第二期高知市自殺対策計画 策定経過		60

第1章 計画策定の趣旨等

1 趣旨

我が国の自殺対策は、平成18(2006)年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされていた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺で亡くなる人数の年次推移は令和元(2019)年まで10年連続で減少傾向になるなど、着実に成果を挙げてきました。

しかしながら、自殺者数は毎年2万人を超える状況が続いており、さらに令和2(2020)年には新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)感染拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、自殺者数は11年ぶりに前年を上回りました。令和4(2022)年には男性は13年ぶりの増加、女性は3年連続の増加がみられ、小中高生の自殺者数は514人と過去最多となりました。

こうした状況を踏まえ、令和4(2022)年、国の「自殺総合対策大綱」では、自殺はその多くが命を絶たざるを得ない状況に追い込まれた末の死であることや、自殺対策の本質が生きることの支援であることを改めて確認し、「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざし、今後5年間で取り組むべき施策を「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」「女性に対する支援の強化」「地域自殺対策の取組強化」「総合的な自殺対策の更なる推進・強化」として位置付けています。

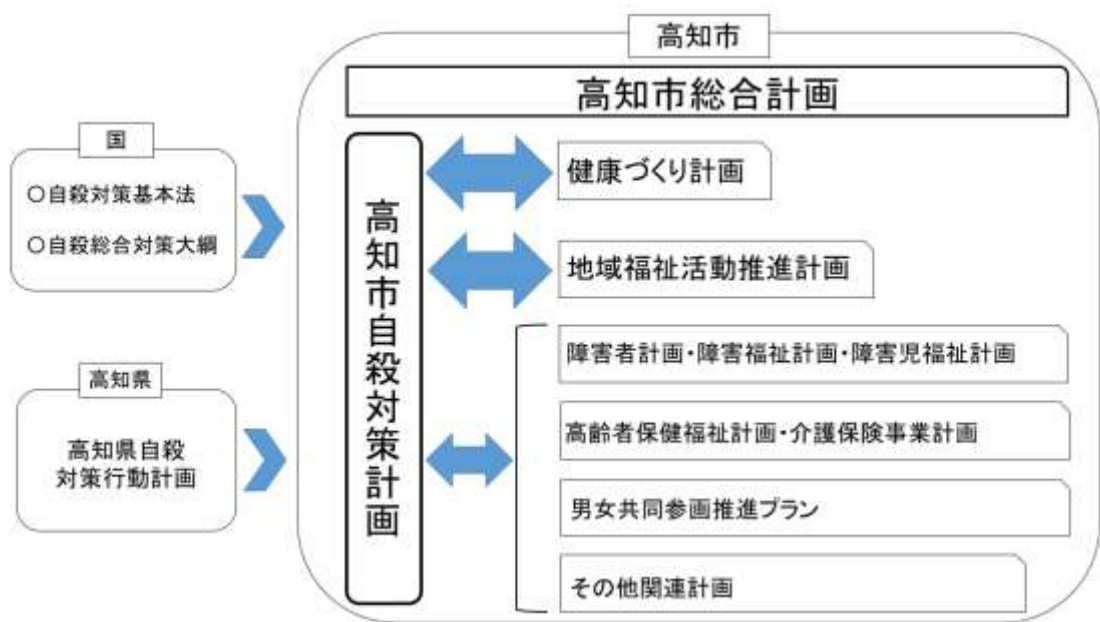
本市においても、平成31(2019)年に「高知市自殺対策計画～誰も自殺に追い込まれることのない高知市をめざして～」(以下「前計画」という。)を策定し、令和5(2023)年には新型コロナの影響等による社会情勢及び現大綱を踏まえ、前計画の中間見直し追加版を策定し、自殺対策に取り組んできました。

今回、前計画の計画期間の終了に伴い、引き続き高知市全体で自殺対策を総合的かつ効果的に推進するために、「第二期高知市自殺対策計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、平成28(2016)年に改正された自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村地域自殺対策計画」であり、国の自殺対策基本法の基本認識や方針を踏まえて策定します。また、高知市の「健康づくり計画」や「地域福祉活動推進計画」等関連計画との整合を図ります。

本市の現状や、国が定めた「自殺対策基本法」、「自殺総合対策大綱」及び県が定めた「高知県自殺対策行動計画」を踏まえ計画を推進します。



3 計画期間

令和7(2025)年度から令和12(2030)年度までの6年間とします。なお、法改正や社会情勢の変化等により柔軟に見直すこととします。



4 計画の数値目標

国は、平成29(2017)年の「自殺総合対策大綱」において、令和8(2026)年までに人口10万人当たりの自殺者数(以下「自殺死亡率」という。)を、平成27(2015)年と比べて30%以上減らし13.0以下とすることを目標として定めました。その後、令和4(2022)年の「自殺総合対策大綱」でも、引き続き同様の数値目標を設定しています。

また、高知県は、令和5(2023)年4月に策定した「第3期高知県自殺対策行動計画」において、令和9(2027)年までに自殺死亡率を13.0以下(自殺者数84人以下)にすることを目標に設定しています。

このような国や高知県の方針を踏まえながら、高知市では、令和11(2029)年までに自殺死亡率を13.0以下(令和9～11年の3か年平均)、自殺者数を38人以下にすることを目標に掲げます。

■ SDGs の理念との整合



出典:国際連合広告センターWEB サイトより

「自殺総合対策大綱」において、自殺対策は SDGs の理念と合致し、その達成に向けた政策としての意義も持ち合わせるとあります。本計画においても、SDGs の17のゴールのうち、次の4つのゴールを念頭におくことで、市民や多様な関係者との課題の共有や連携がより促進されると考えています。

「第二期高知市自殺対策計画」に関する主な SDGsのゴール

	ゴール	内容
 3 すべての人に 健康と福祉を	3 すべての人に 健康と福祉を	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し, 福祉を促進する。
 4 質の高い教育を みんなに	4 質の高い教育を みんなに	全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し, 生涯学習の機会を促進する。
 10 人や国の不平等を なくそう	10 人や国の不平等を なくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する。
 17 パートナリシップで 目標を達成しよう	17 パートナリシップで 目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し, グローバル・パートナーシップを活性化する。

出典:外務省「持続可能な開発のための2030アジェンダ」より

第2章 高知市の現状

高知市の実態に即した計画を策定するため、自殺総合対策推進センターが各自治体ごとの自殺実態を示した「地域自殺実態プロファイル」や厚生労働省「人口動態統計」、「地域における自殺の基礎資料」、警察庁「自殺統計」を基に分析を行いました。これらの分析結果から高知市における自殺の現状を以下にまとめました。

1 自殺の現状

自殺者数に関連する統計として主に用いられるものとして、厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」があげられます。

厚生労働省「人口動態統計」は、日本における日本人を対象とし、住所地を基にした統計である一方、警察庁「自殺統計」は、総人口(外国人を含む)を対象とし、発見地及び居住地を基にしています。

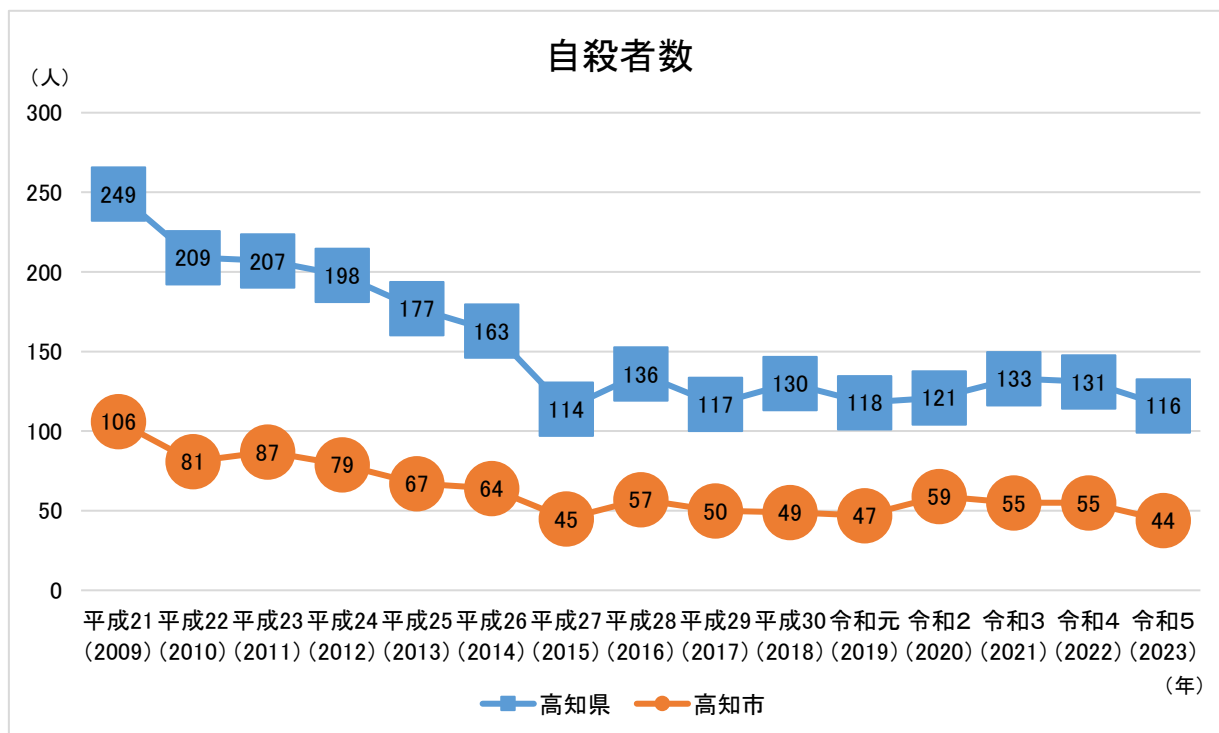
(1) 高知県の年齢階級別の死因順位(令和5年)

	15歳～ 19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳 以上
第1位	自殺	自殺	自殺	悪性新 生物	悪性新 生物	悪性新 生物	悪性新 生物	悪性新 生物	老衰
第2位	不慮の 事故	不慮の 事故	悪性新 生物	自殺	心疾患	心疾患	心疾患	心疾患	心疾患
第3位	悪性新 生物	悪性新 生物	心疾患	心疾患	自殺	脳血管 疾患	脳血管 疾患	老衰	悪性新 生物

令和5年人口動態統計より健康増進課作成

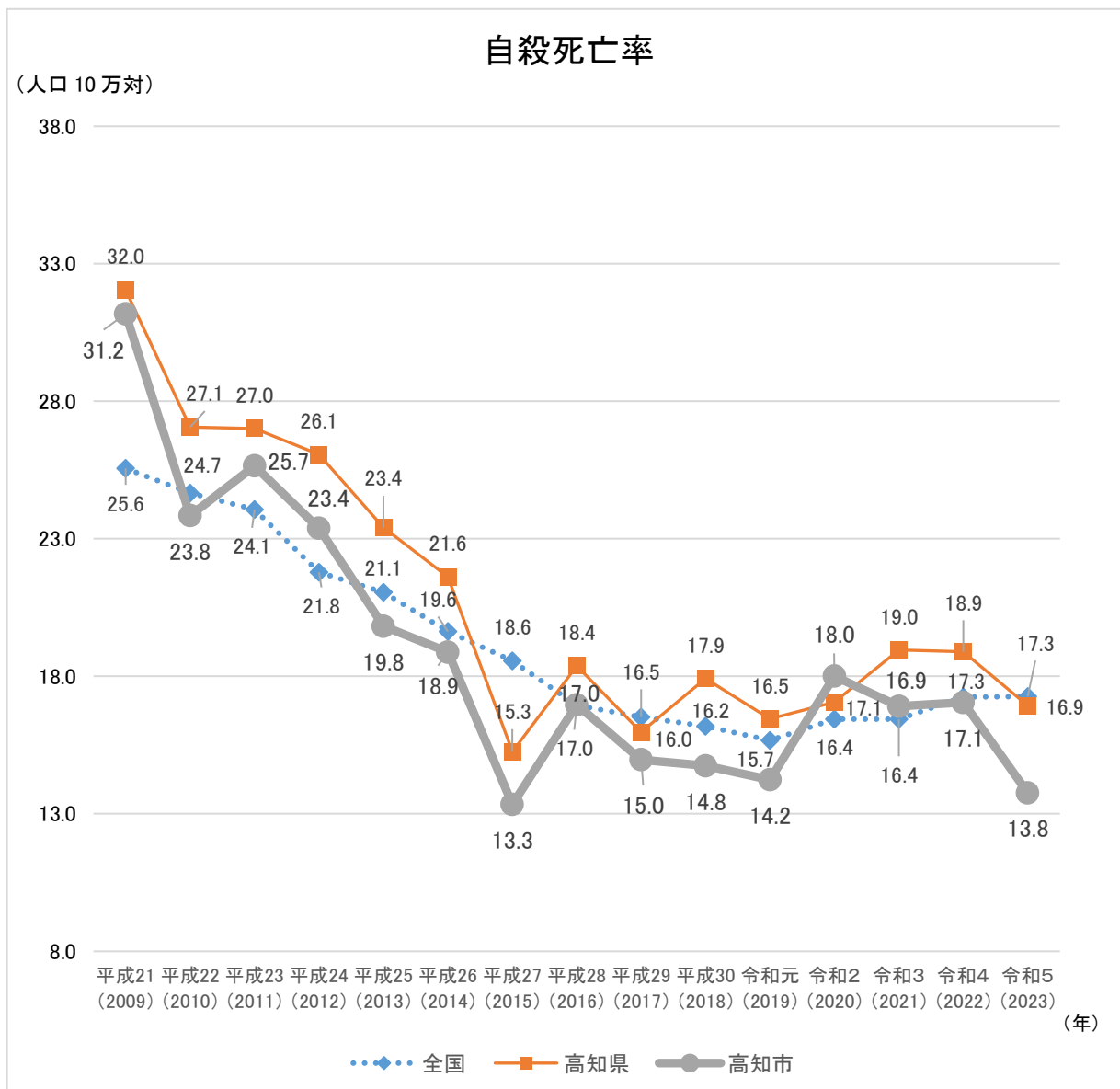
年齢階級別の死因順位では、15歳～30歳代の死因の第1位が自殺となっています。

(2) 自殺者数の推移



自殺者数は、平成21(2009)年の106人をピークに減少し、近年は40～60人前後になっています。

(3) 自殺死亡率の推移(人口10万対)

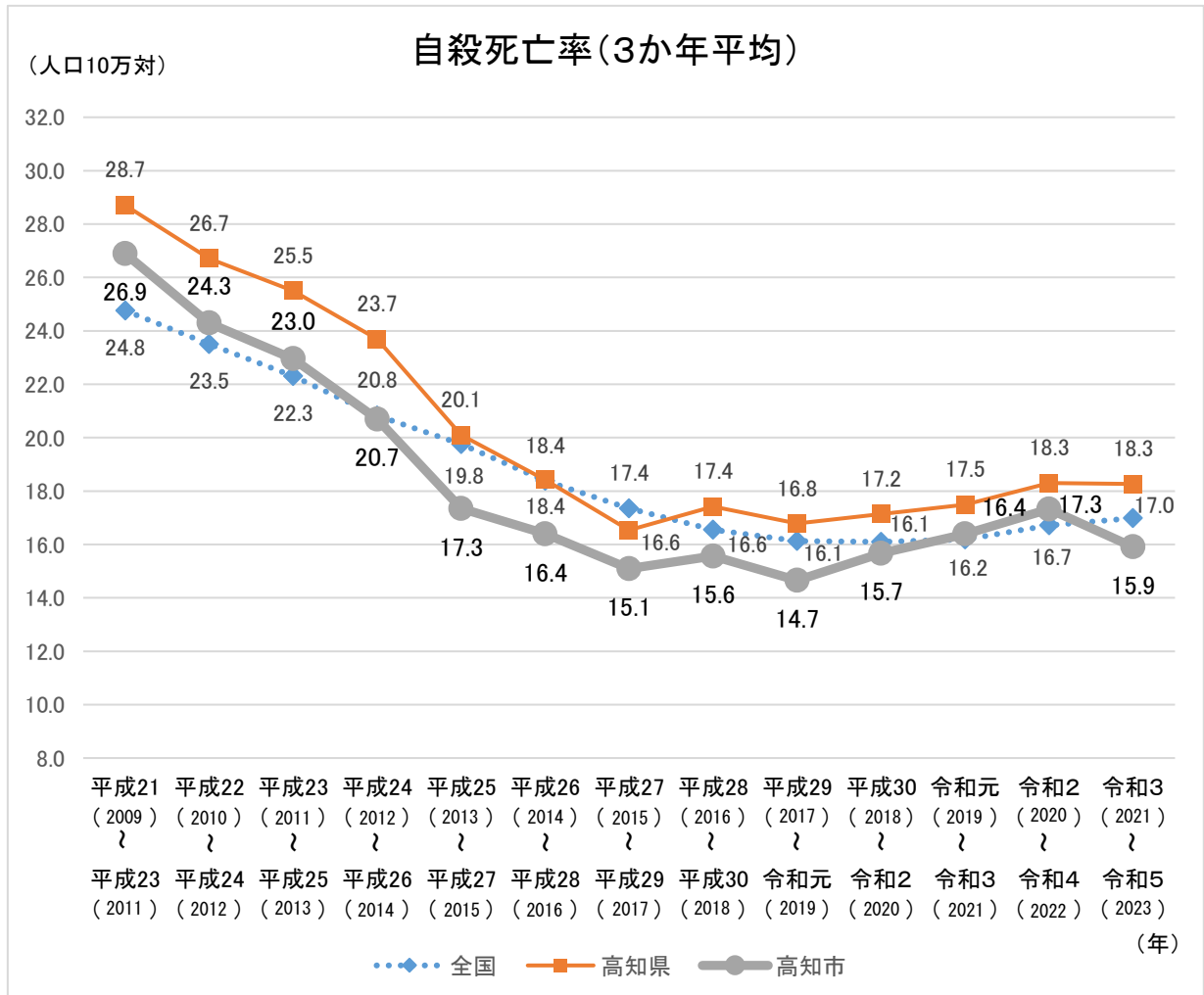


出典:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

自殺死亡率は減少傾向でしたが、平成27(2015)年を底にして、増加に転じました。令和2(2020)年には全国や高知県を上回っていましたが、その後再び減少傾向となり、令和5(2023)年には13.8と全国や高知県を下回っています。

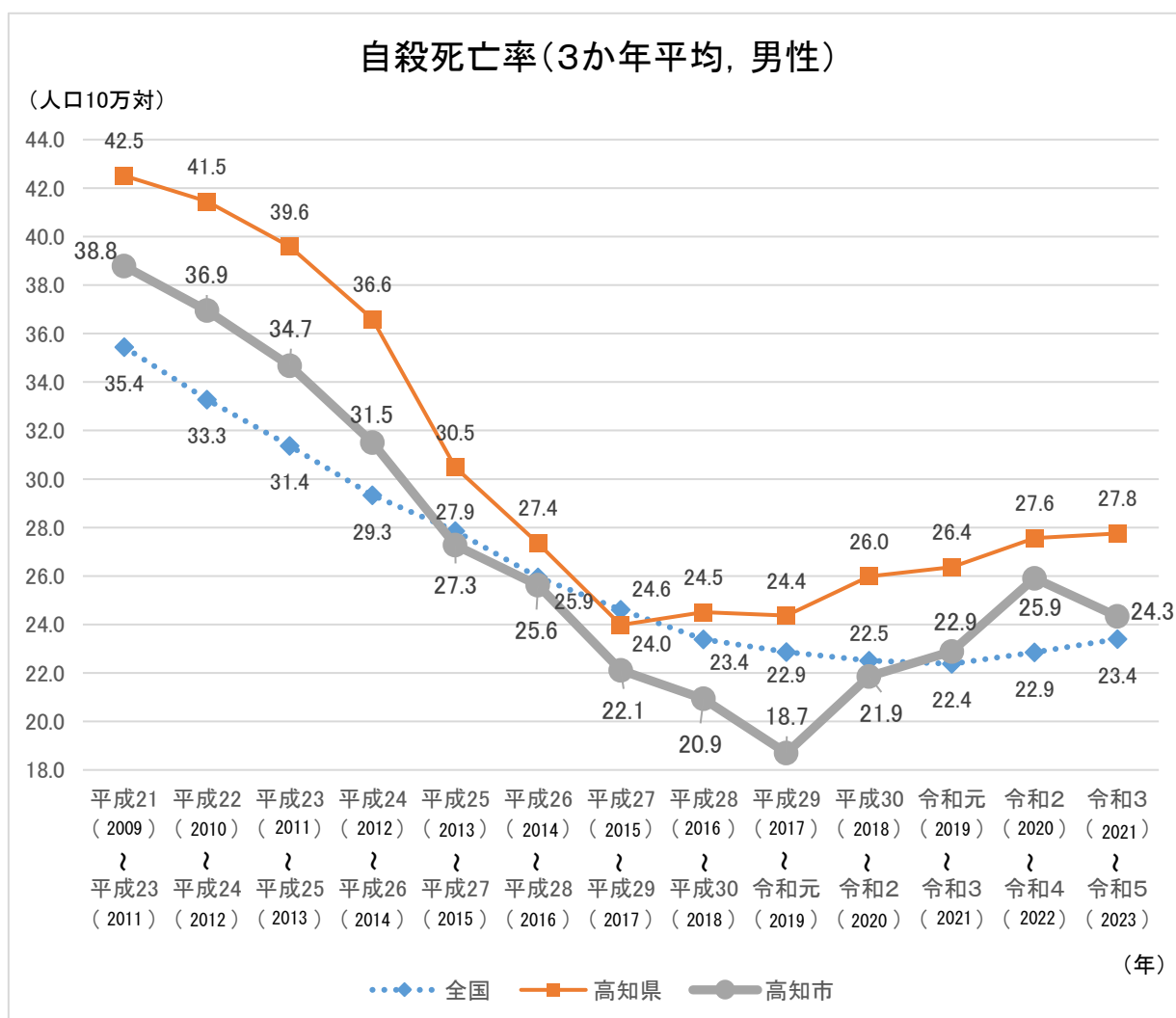
(4) 自殺死亡率(3か年平均)の推移(人口10万対)

高知市の人口規模において、単年の自殺死亡率をみると、偶然変動の影響が大きくなることから、3か年平均の自殺死亡率をまとめました。



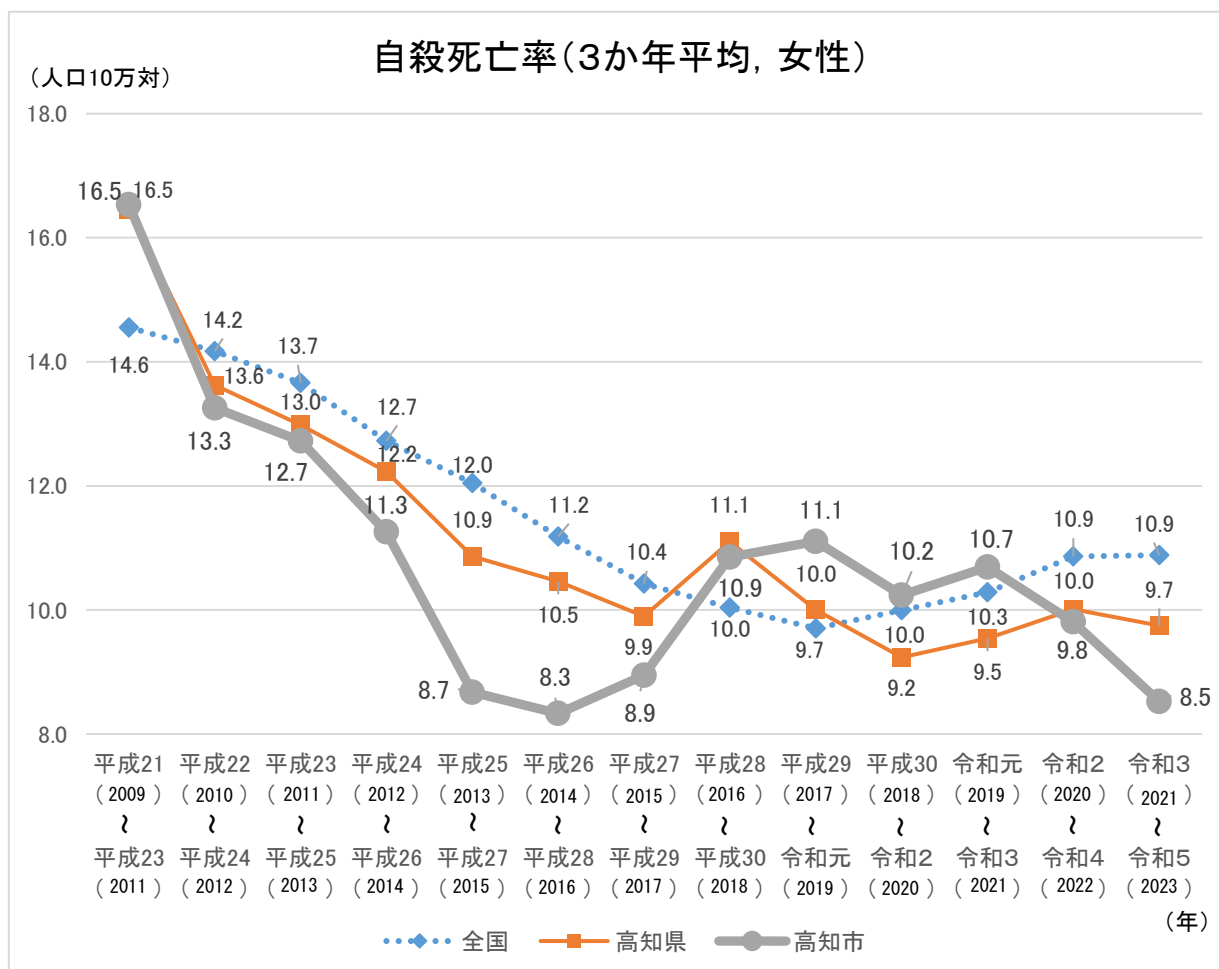
出典:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

自殺死亡率(3か年平均)は、令和元(2019)年～令和3(2021)年、令和2(2020)年～令和4(2022)年には全国を上回りましたが、令和3(2021)年～令和5(2023)年では15.9と、全国や高知県を下回っています。



出典:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

男性の自殺死亡率(3か年平均)は, 令和元(2019)年~令和3(2021)年に全国を上回りました。令和3(2021)年~令和5(2023)年に減少に転じておりますが, 未だ全国を上回っています。



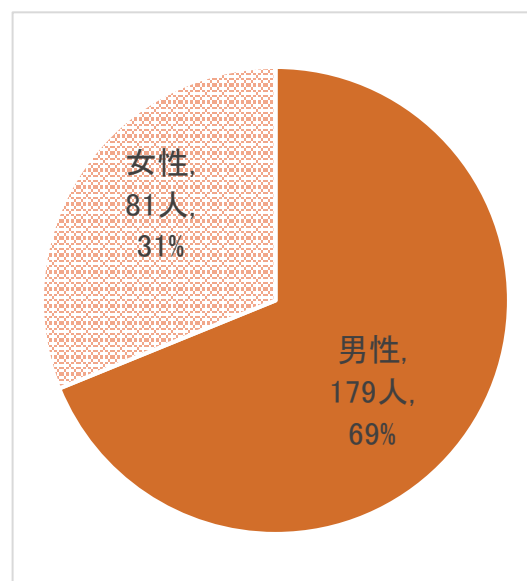
出典:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

女性の自殺死亡率(3か年平均)は、平成29(2017)年～令和元(2019)年から全国や高知県を上回っていましたが、その後徐々に減少し、令和3(2021)年～令和5(2023)年には8.5と、全国や高知県を下回っています。

(5) 男女別自殺者数(令和元(2019)年～令和5(2023)年合計)

(人)

		高知市	高知県
自殺者数		260	619
内訳	男性	179	447
	女性	81	172



出典:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

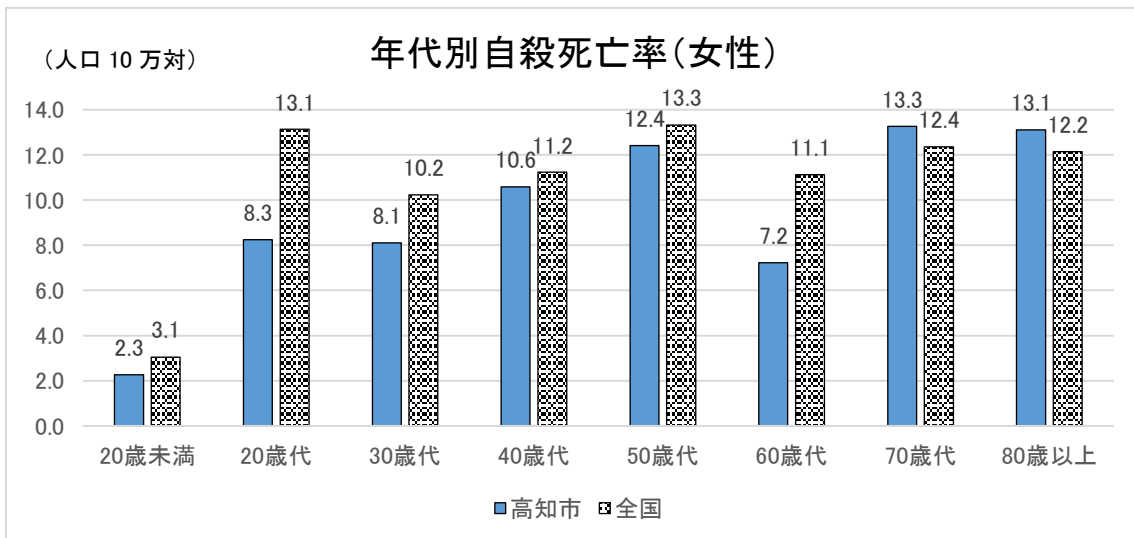
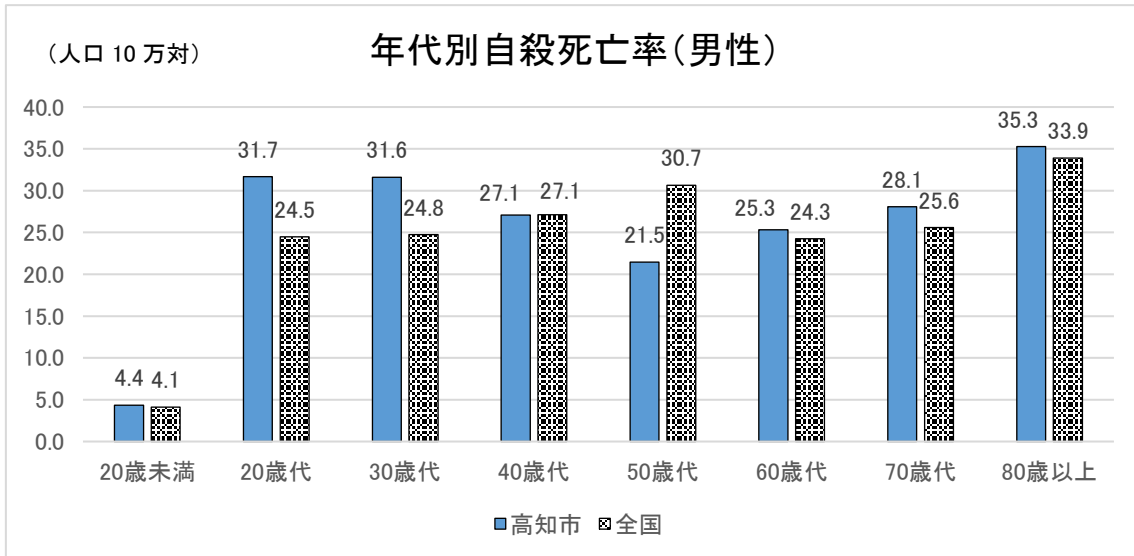
■年齢別自殺者数(令和元(2019)年～令和5(2023)年合計)

(人)

	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	合計
男性	6	23	26	32	22	25	27	18	179
女性	3	6	7	13	14	8	16	14	81
合計	9	29	33	45	36	33	43	32	260

出典:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(6) 自殺者の性・年代別割合と自殺死亡率(人口10万対)
(令和元(2019)年～令和5(2023)年平均)



出典:自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2024)」

自殺死亡率は、男性では80歳以上、女性では70歳代が最も高くなっています。
全国と比較すると、男性では20歳未満、20歳代、30歳代、60歳代、70歳代、80歳以上で、女性では70歳代、80歳以上で高くなっています。

(7) 自殺者の職業有無及び同別居別自殺死亡率(人口10万対)

(令和元(2019)年～令和5(2023)年平均)

性別	年齢階級	職業	同独居	高知市 自殺死亡率	高知県 自殺死亡率	全国 自殺死亡率	高知市の 推定人口*
男性	20～39 歳	有職	同居	14.6	20.1	15.8	17,852.4
			独居	47.6	42.0	28.7	5,460.7
		無職	同居	62.1	77.3	49.4	3,866.6
			独居	160.6	110.7	91.3	1,370.3
	40～59 歳	有職	同居	10.9	16.9	16.3	31,201.3
			独居	43.5	52.5	39.0	6,893.2
		無職	同居	81.4	95.2	95.4	2,702.7
			独居	148.2	131.5	236.6	1,214.8
	60 歳以上	有職	同居	11.9	15.5	12.1	16,745.1
			独居	12.0	32.2	32.9	3,336.1
		無職	同居	35.7	36.6	27.7	20,177.9
			独居	76.8	83.3	83.5	5,731.9
女性	20～39 歳	有職	同居	4.6	3.0	6.7	17,225.6
			独居	4.4	5.8	14.0	4,521.0
		無職	同居	16.5	20.9	15.8	7,282.4
			独居	27.2	38.6	37.9	1,472.0
	40～59 歳	有職	同居	5.2	7.9	6.5	27,165.7
			独居	4.0	2.5	13.6	4,960.7
		無職	同居	27.2	20.3	16.7	11,779.3
			独居	31.8	56.0	44.1	1,884.3
	60 歳以上	有職	同居	10.4	7.4	5.6	9,593.4
			独居	5.9	6.1	8.8	3,379.0
		無職	同居	11.5	11.1	12.2	32,919.6
			独居	17.1	17.2	20.3	15,200.0

* 各区分の自殺死亡率の算出に用いた推定人口については、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を用い、労働力状態が「不詳」の人口を有職者と無職者(労働力人口のうち「家事のほか仕事」、「学業のかたわら仕事」と失業者および非労働力人口の合計)に按分した。

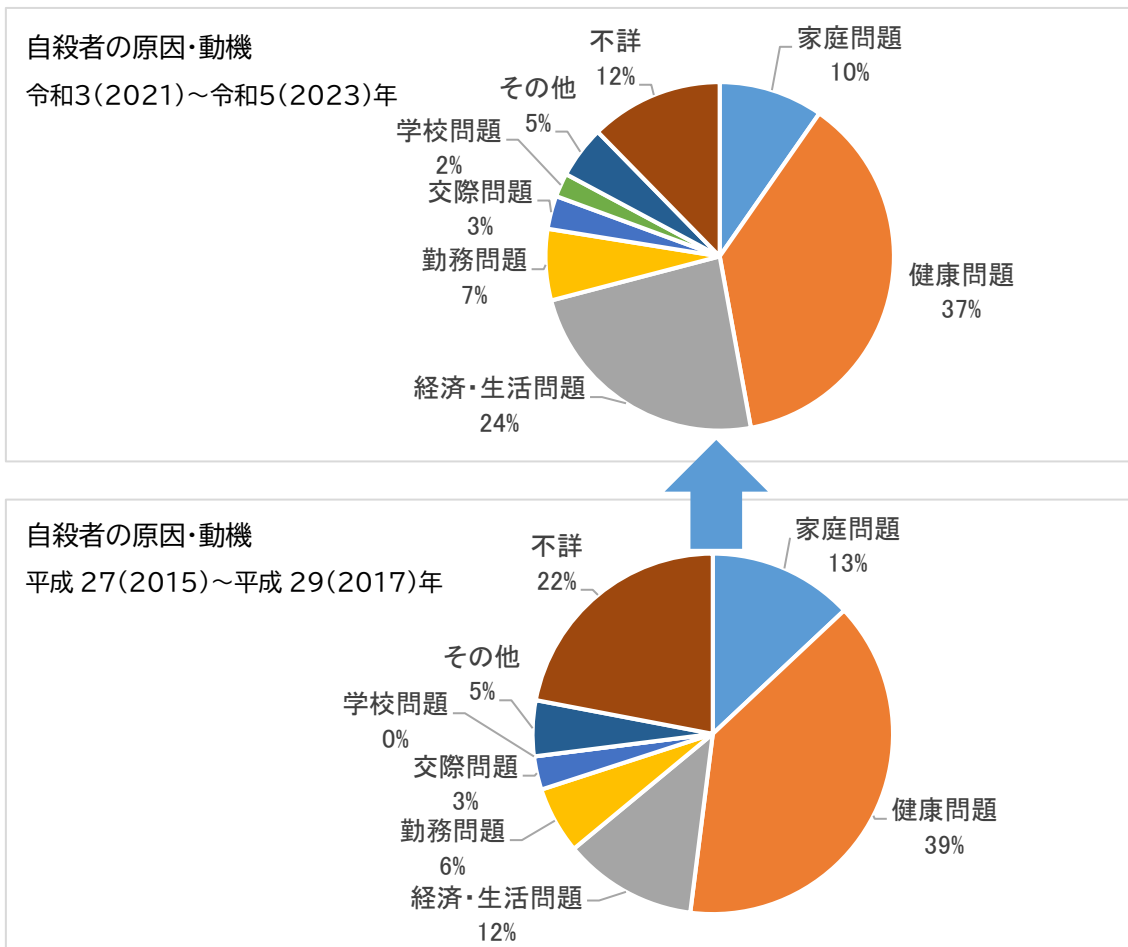
・本表中には 20 歳未満および年齢、職業、同独居の不詳を含まない。

出典:自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2024)」

自殺死亡率において、男性では20～39歳の有職・無職の独居、女性では 40～59歳の無職の同居、60歳以上の有職の同居が、全国や高知県より高い値となっています。

(8) 自殺者の原因・動機別の状況(令和3(2021)年～令和5(2023)年合計)

原因・動機別(人)							
家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	交際問題	学校問題	その他	不詳
22	85	54	15	7	5	11	28



出典:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

自殺の原因・動機別では、令和3(2021)年～令和5(2023)年において、最も多いのは「健康問題」、次いで「経済・生活問題」、「家庭問題」となっています。

前計画調査時点と比較すると、「家庭問題」や「健康問題」は微減していますが、「経済・生活問題」が増加しており、「学校問題」は0%でしたが、2%と増加しています。

(9) 自損行為*による救急出動件数

*自損行為：故意に自分自身に傷害等を加えた事故。自殺既遂事例や自殺未遂・自傷行為事例が含まれる。

	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	合計
全救急出動 件数(件)	18,816	17,299	17,860	20,432	21,056	95,463
自損行為に よる出動 件数(件)	172	192	197	194	196	951
うち救急搬送 件数(人)	135	145	152	151	161	744

■年齢別救急搬送件数

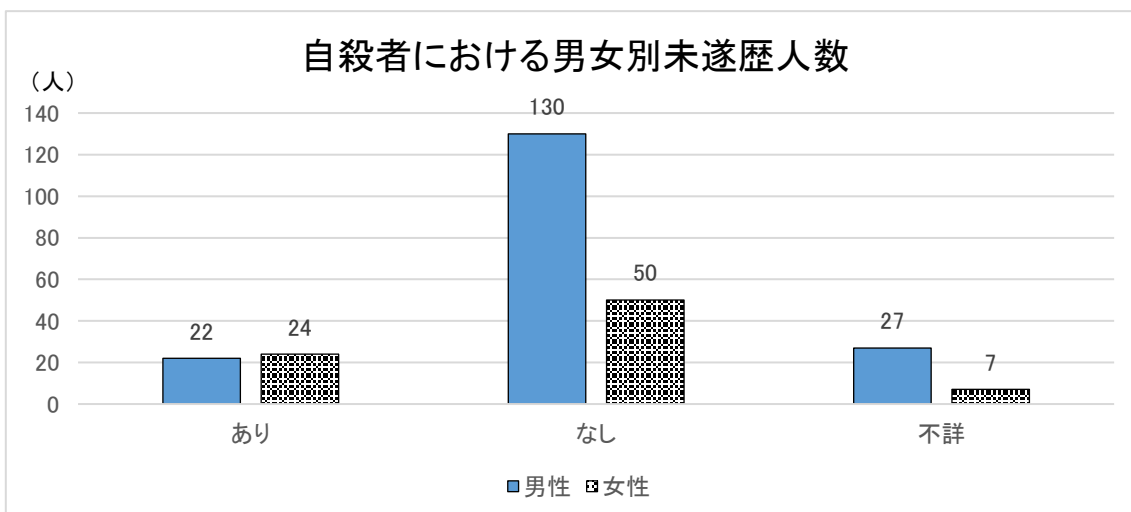
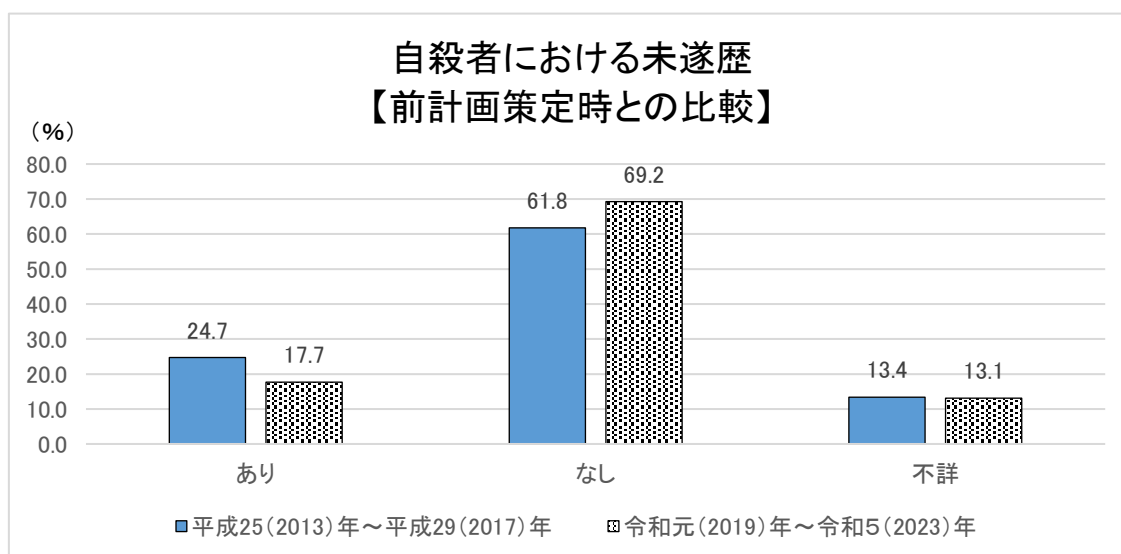
	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	合計
少年 (7～18歳未満)	7	10	17	12	46
成人 (18～65歳未満)	115	124	119	130	488
高齢者 (65歳以上)	23	18	15	19	75

高知市救急統計より健康増進課作成

(10) 自殺者における未遂歴の状況(令和元(2019)年～令和5(2023)年合計)

(%)

	高知市	高知県	全国
あり	17.7	20.0	19.5
なし	69.2	68.7	62.9
不詳	13.1	11.3	17.6



出典:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

前計画調査時点と比較して、自殺者における自殺未遂歴のある人の割合は低下していますが、自殺者の2割弱に自殺未遂歴がある状況です。

自殺者数は、女性より男性の方が2倍以上多いですが、自殺者における自殺未遂歴は女性の方が多くなっています。

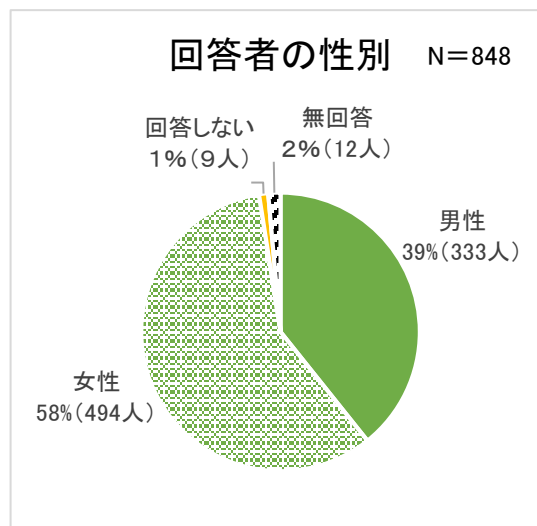
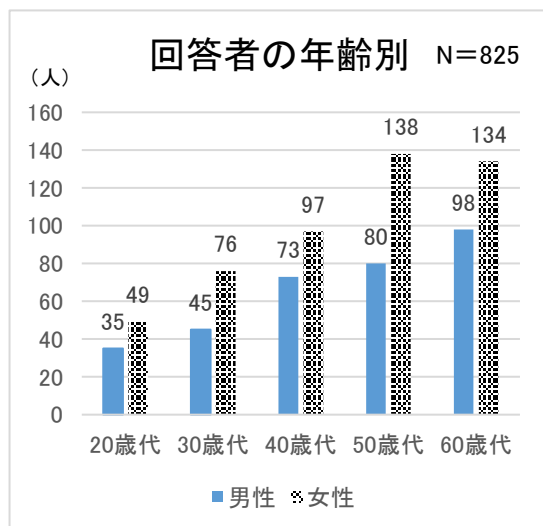
2 住民の意識調査の結果分析

令和5(2023)年度に健康状態や生活状況, 健康に関する知識や意識, 保健行動に関する内容について「高知市健康づくりアンケート調査」を実施しました。

【アンケート調査の概要】

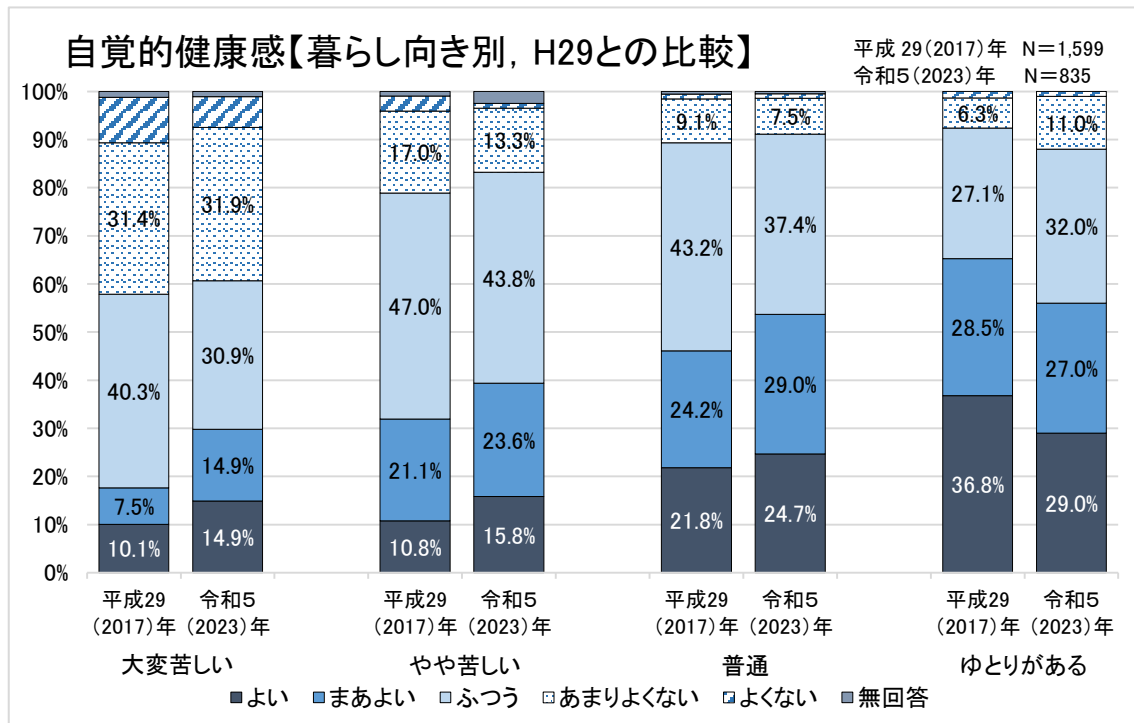
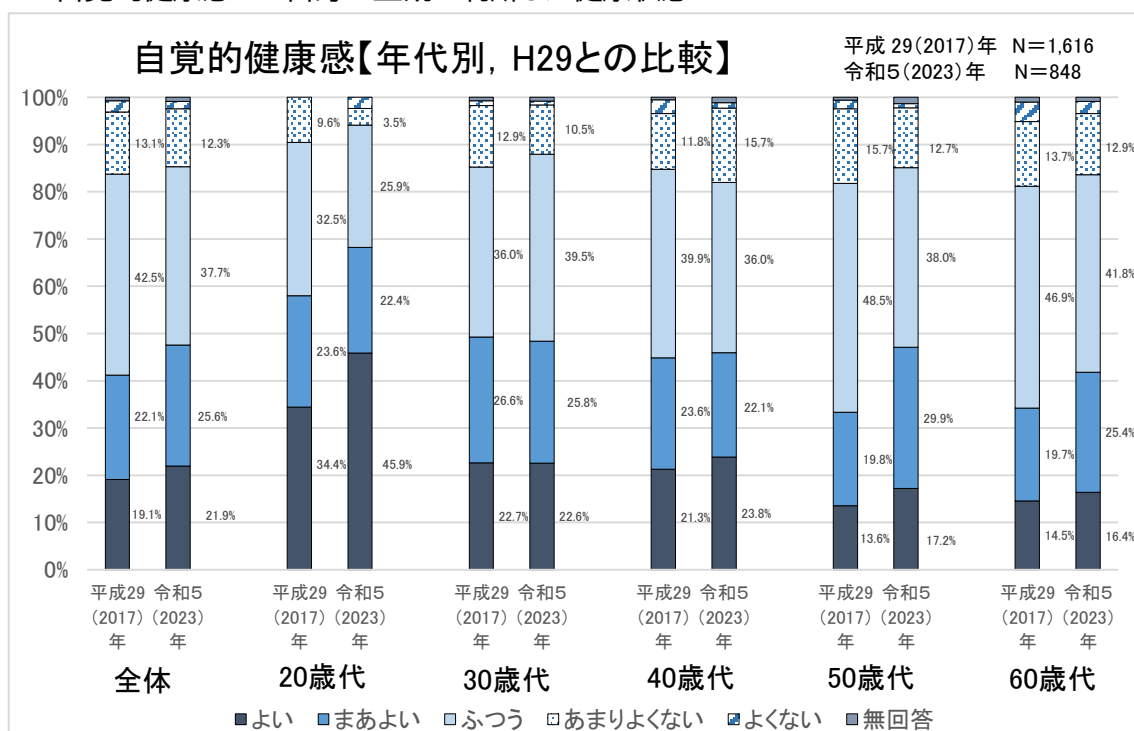
- ・目的 : 「第三期高知市健康づくり計画」の基礎資料とする
- ・実施期間 : 令和5(2023)年6月1日～6月22日
- ・対象者 : 高知市在住の満20歳以上70歳未満の市民
- ・対象者数 : 2,000名
- ・抽出方法 : 住民基本台帳から層化無作為抽出法により抽出
- ・調査用紙の配布方法 : 郵送
- ・調査用紙の回収方法 : 郵送又はウェブ(自記式)
- ・回収結果 : 848名(回収率 42.4%)

※調査期間を過ぎて返送されたものも有効回答として調査結果に反映



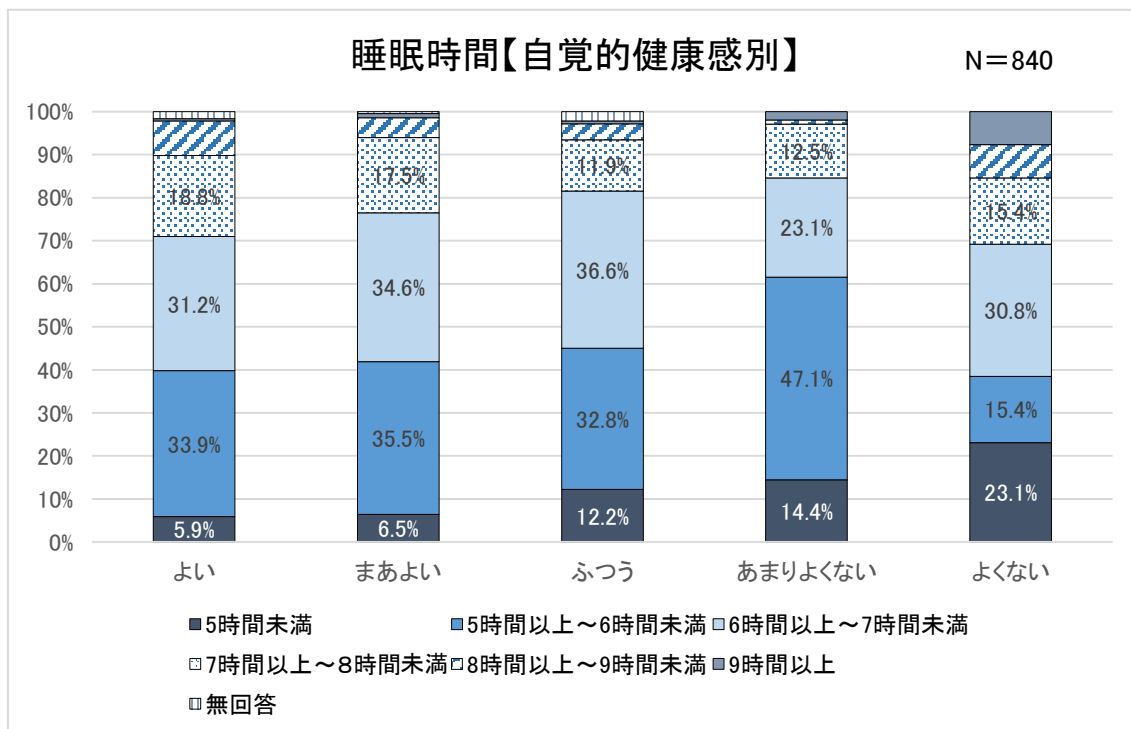
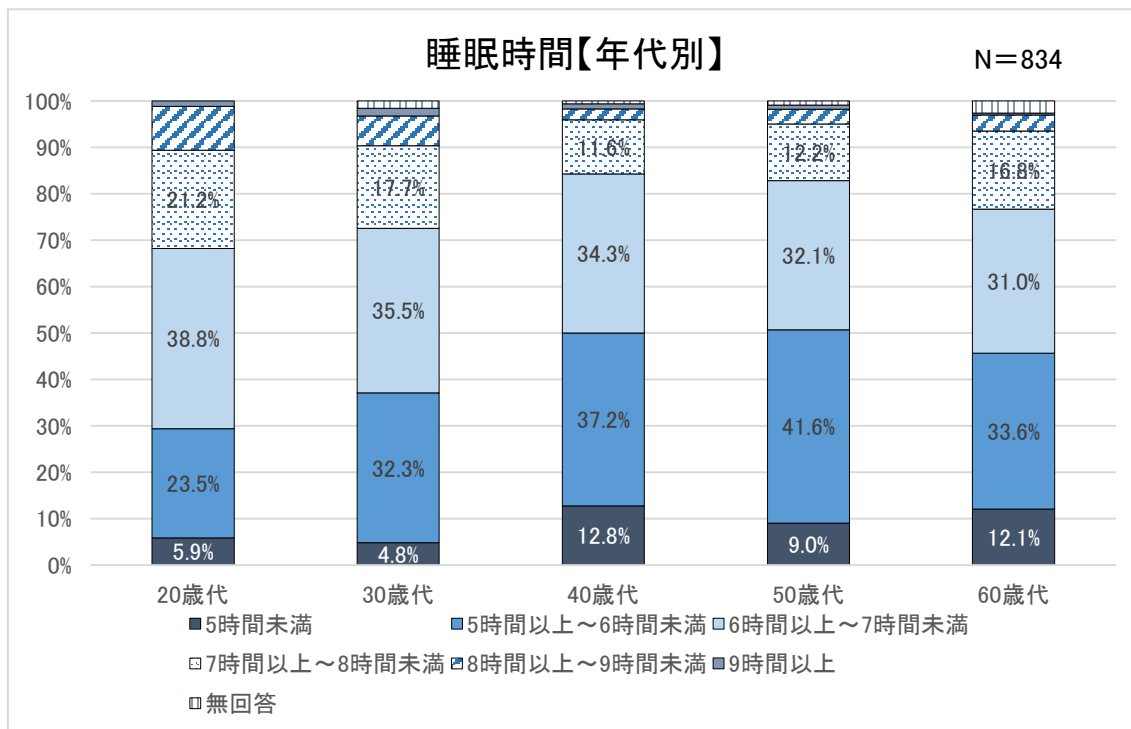
(1) 自覚的健康感*

*自覚的健康感：自身の主観で判断した健康状態



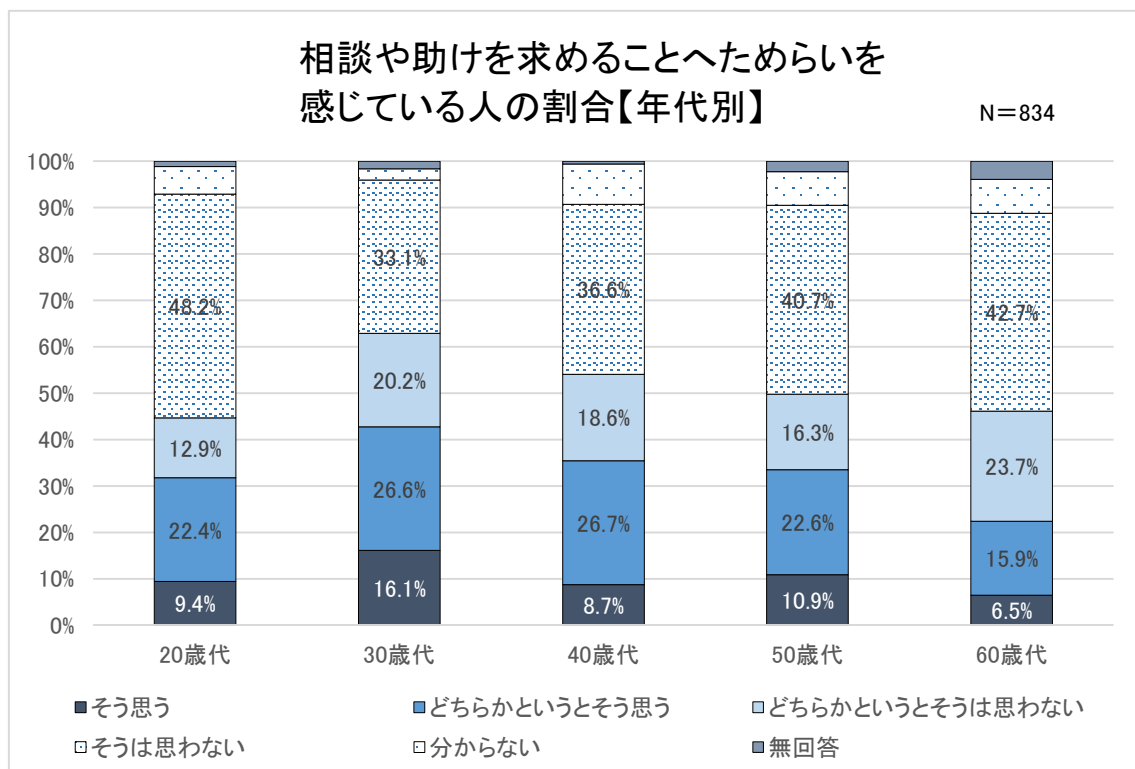
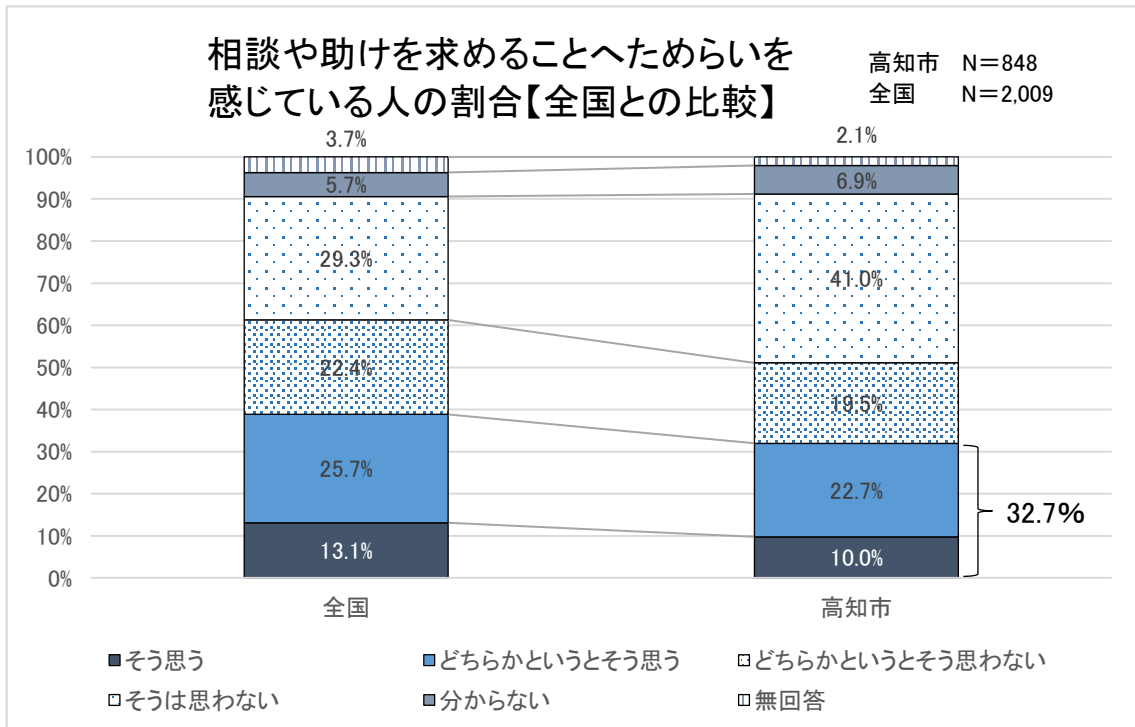
平成29(2017)年と比較すると、自覚的健康感がよい人の割合は増加していますが、暮らし向き別にみると、暮らし向きが苦しい人ほど、自覚的健康感がよい人の割合が低下しています。

(2) 睡眠時間



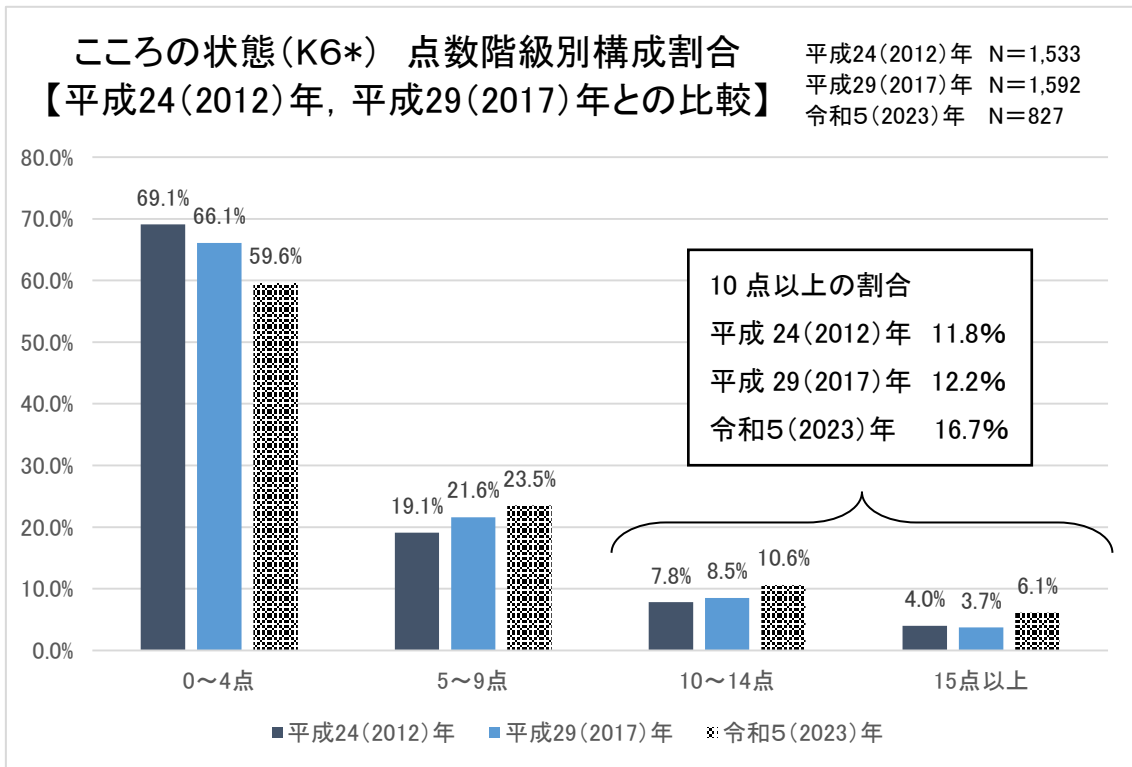
成人期の適正な睡眠時間には個人差があるものの、6時間以上を目安として必要な睡眠時間を確保することが推奨されています(健康づくりのための睡眠ガイド 2023)が、40～60歳代の40～50%は睡眠時間6時間未満となっています。また、自覚的健康感がよくない人ほど、睡眠時間が5時間未満の人の割合が高くなっています。

(3) 相談や助けを求めることへのためらい



相談や助けを求めることへのためらいを感じている人の割合は32.7%です。年齢別でみると、30歳代で最も多く、42.7%となっています。次いで40歳代(35.4%)、50歳代(33.5%)となっています。

(4) こころの健康状態

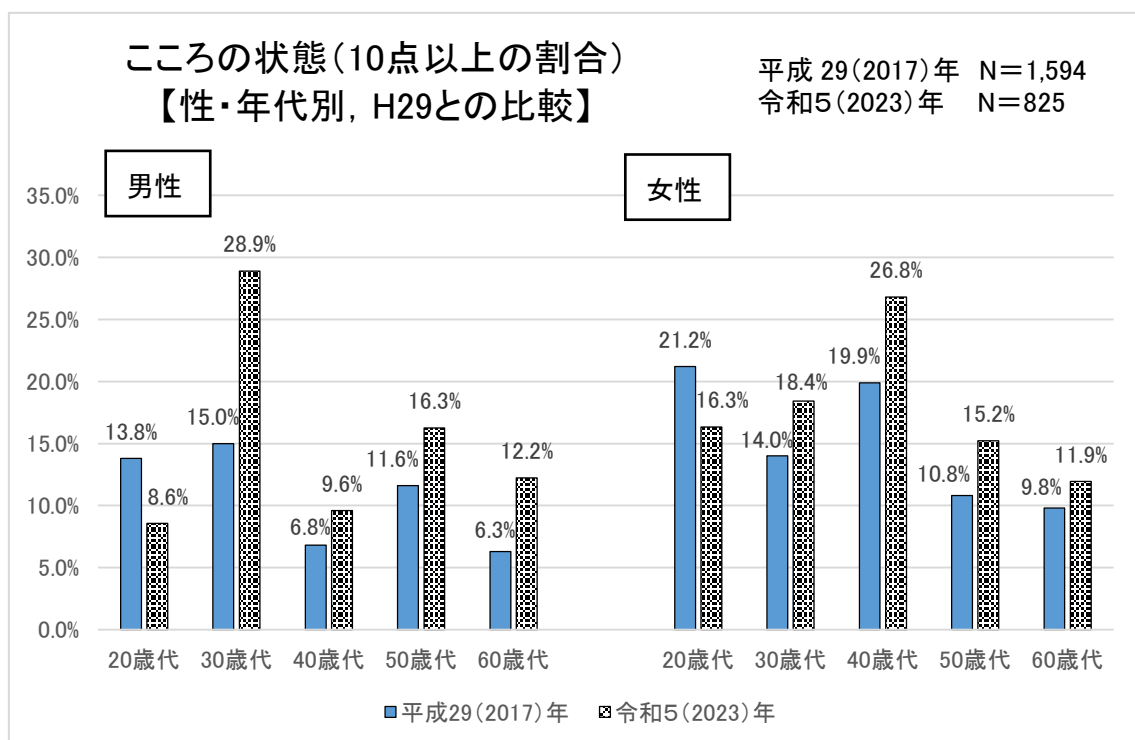


平成24(2012)年や平成29(2017)年と比較して、心理的苦痛を感じている人の割合は増加しています。

*K6について

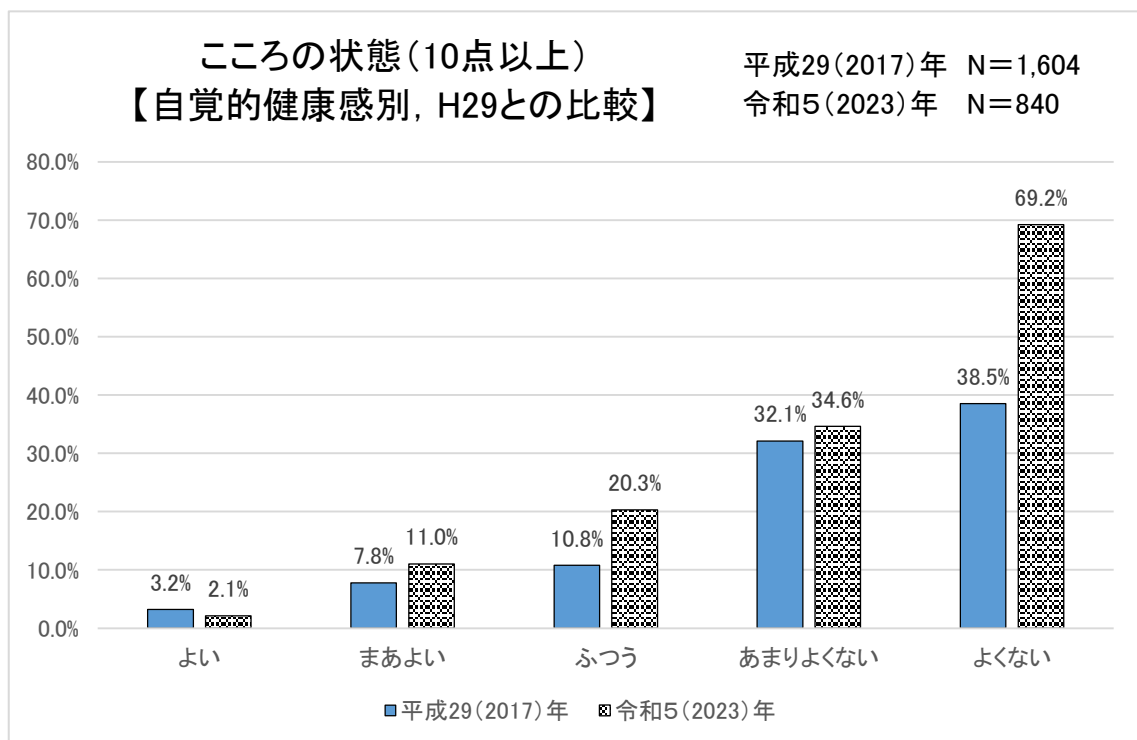
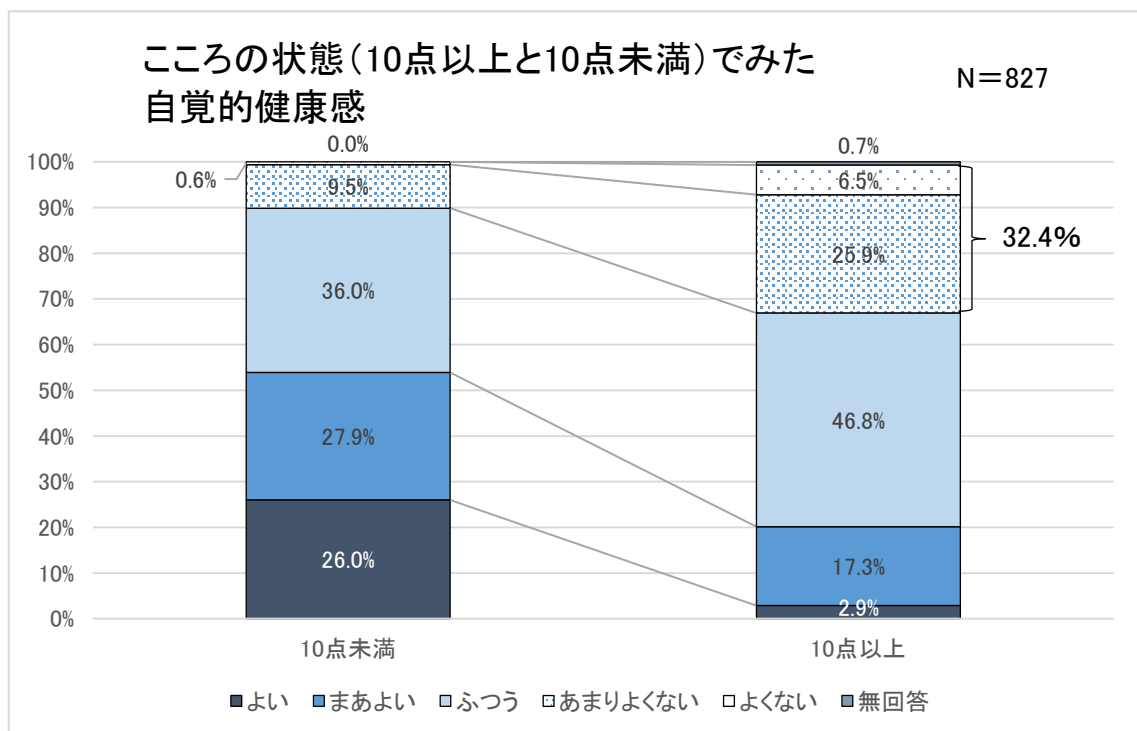
K6は米国の Kessler らによって、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発され、一般住民を対象とした調査で心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されている。

合計得点が10点以上の者の頻度は、気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者の割合の推定値と考えられている。



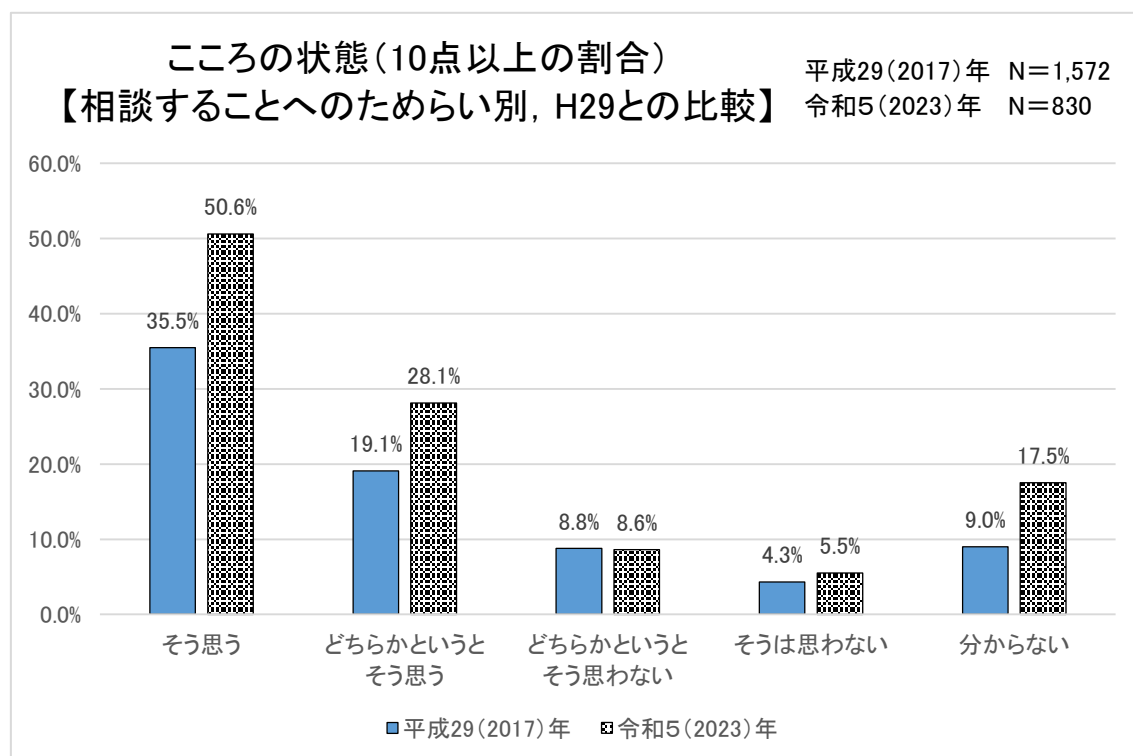
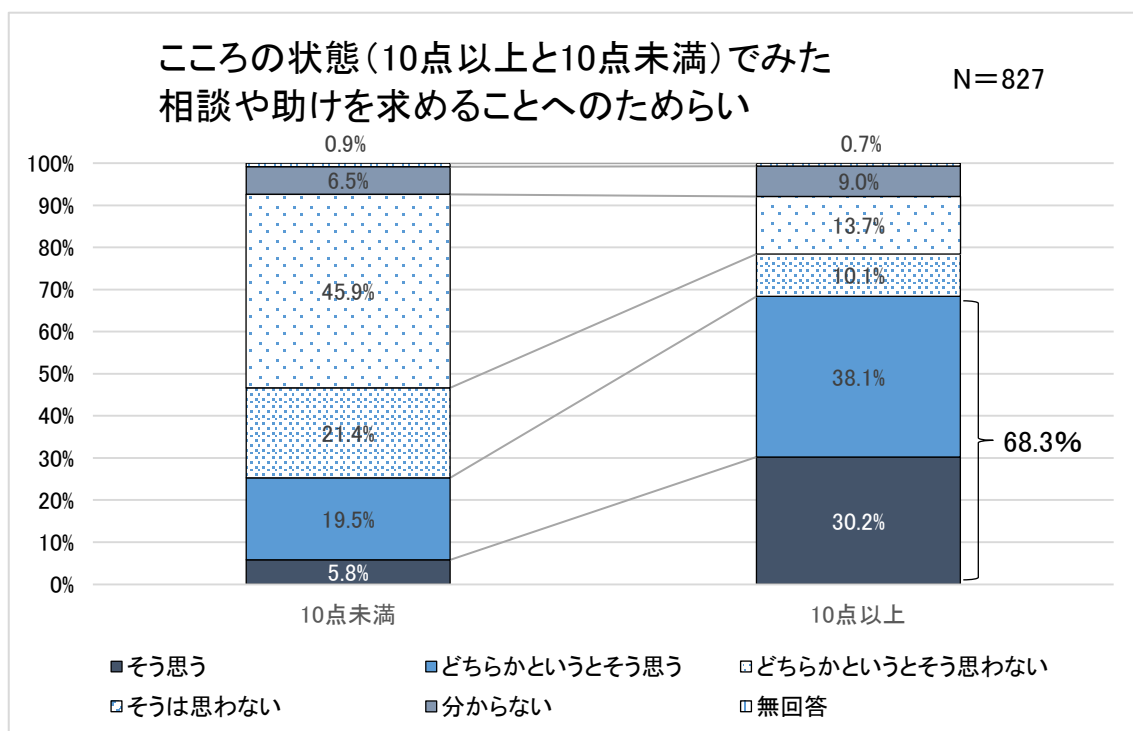
心理的苦痛を感じている人の割合が最も多いのは、男性は30歳代、女性は40歳代となっています。

平成29(2017)年と比較して、男性、女性ともに30～60歳代で増加しています。



心理的苦痛を感じている人において、自覚的健康感がよくない人の割合は32.4%です。

自覚的健康感がよくない人ほど、心理的苦痛を感じている人の割合が高くなる傾向にあり、平成29(2017)年と比較してもその割合は増加しています。

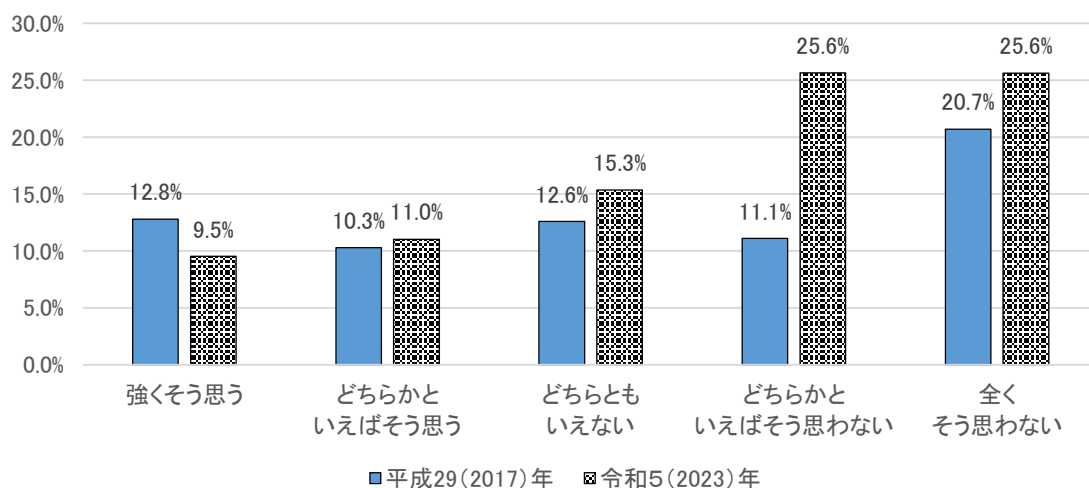


心理的苦痛を感じている人において、相談や助けを求めることへのためらいを感じている人の割合は68.3%です。

相談することへのためらいを感じている人ほど、心理的苦痛を感じている人の割合が高くなっており、平成29(2017)年より増加しています。

こころの状態(10点以上の割合)
【地域の人々はお互いに助け合っていると思う、
H29との比較】

平成29(2017)年 N=1,572
令和5(2023)年 N=831

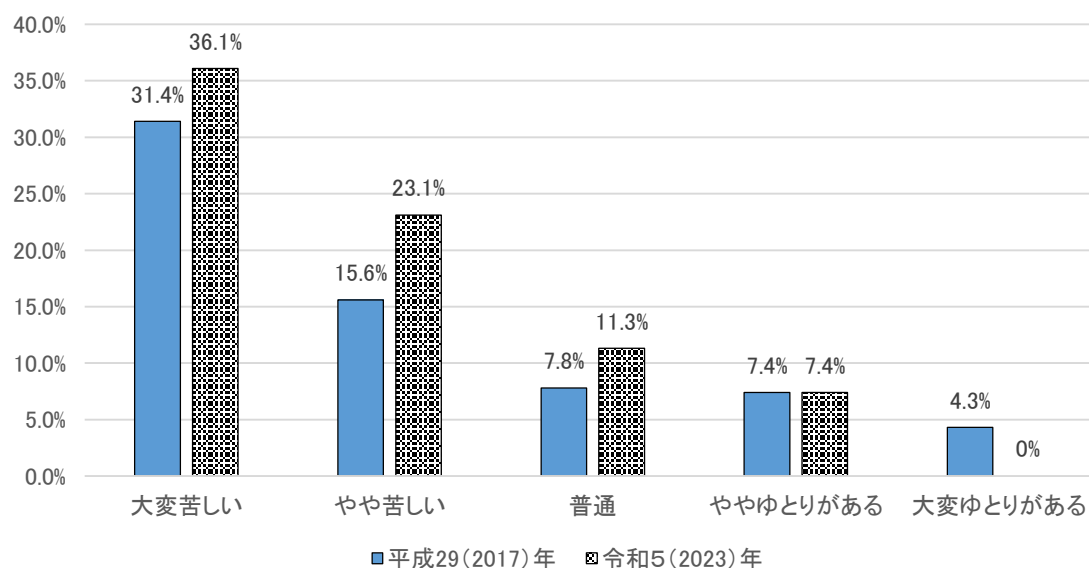


地域の人々が互いに助け合っていると思っていない人ほど、心理的苦痛を感じている人の割合が高くなる傾向にあります。

平成29(2017)年と比較して、心理的苦痛を感じているかつ、地域の人々との助け合いを感じていない人の割合は増加しています。

こころの状態(10点以上の割合)
【暮らし向き別、H29との比較】

平成 29(2017)年 N=1,599
令和5(2023)年 N=835



暮らし向きが苦しい人ほど、心理的苦痛を感じている人の割合が高くなっており、平成29(2017)年と比較してもその割合は増加しています。

3 自殺対策における取組

(1) これまでの取組

本市では、平成30(2018)年度に自殺対策庁内ワーキンググループで計画の素案を検討し、パブリックコメントを経て、平成31(2019)年3月に前計画を策定しました。計画期間の途中、新型コロナの影響等による社会情勢や国の「自殺総合対策大綱」を踏まえ、令和5(2023)年に前計画の中間見直し追加版を策定し、計画に沿って自殺対策に取り組んできました。

(2) 中間見直し追加版(令和5(2023)年3月)以降の取組

前計画期間中の多くの時期は新型コロナの影響で事業が中止、縮小等、予定どおり進めることや事業を拡大することが難しい状況でしたが、中間見直し追加版を策定した後の1年間は、予定どおり事業を進めることができました。

① 地域におけるネットワークの強化

自殺対策庁内ワーキンググループでは、前計画の進捗状況を確認しました。そこでの意見を踏まえ、ワーキンググループの委員には、子ども分野の担当課を追加し、庁内の連携を強化しました。高齢者の自殺を予防するため、ゲートキーパー養成研修に居宅介護支援事業所や高齢者施設等に参加を呼びかけるなど、連携を図りました。複合的な問題を抱える生活困窮者の自殺を予防するために、「こうちセーフティネット連絡会」の参加団体に自殺予防について関心を持ってもらえるよう働きかけました。

県が実施している自殺未遂者支援と連携し、対象者に訪問・電話・来所相談の支援を行いました。

② 自殺対策を支える人材の育成(重点施策)

ゲートキーパー養成研修の研修対象者を全庁の職員に拡大し、集合型研修だけではなく、オンライン形式も併用して開催しました。それにより、幅広い課の職員や居宅介護支援事業所のケアマネージャー等に研修を受けてもらうことができました。研修後のアンケートでも、「今後に活用できる」、「自殺対策の理解が深まった」と答えた割合は9割を超えていました。令和5(2023)年度末で全庁106

課のうち48課(45%)が受講しています。

また、令和5(2023)年に国のモデル事業「心のサポーター養成研修」を実施し、心のサポーター(p42参照)を45人養成しました。

③ 市民への啓発と周知

メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」を使用し、メンタルヘルスのセルフケアを勧めるとともに、相談窓口を周知しています。総アクセス数は、令和5(2023)年度は48,283件でした。令和4(2022)年度は、55,002件で社会情勢等の影響等でアクセス数が急激に増加していました。自殺予防啓発関連チラシ・カードは、様々な機会をとらえて配布し、配布先は年々増加しています。

自殺予防週間(9月)や自殺対策強化月間(3月)に、高知市 LINE 公式アカウントにて、相談窓口及び「こころの体温計」へのアクセスを呼びかけるとともに、テレビ放送やインターネットニュースなどで自殺報道が過熱する際には、心の健康に関する情報発信を臨機応変に行い、市民の方へ自殺予防への普及・啓発を実施しました。

また、過量服薬(オーバードーズ)に関して、ホームページで過量服薬が身体に与える影響とともに、生きづらさに対する対処行動であるといったその背景についても触れ、相談先についても普及・啓発を行いました。

④ 生きることの促進要因への支援

自殺対策庁内ワーキンググループでは、庁内の関係課に対して、自殺対策に関連する事業の進捗状況を確認しました。

令和5(2023)年度は、出前講座「働く人のメンタルヘルス」の依頼が3件あり、計147名に対し実施しています。精神保健福祉相談では、訪問・来所・電話により自殺に関する相談を延117件対応しました。自殺に関する相談は、令和元(2019)年度延12件、令和2(2020)年度延19件、令和3(2021)年度延34件、令和4(2022)年度延68件と年々増加しています。

⑤ ライフステージに応じた支援の充実

県が実施している SOS の出し方に関する教育について、どのように連携していけるかを検討してきました。

産後うつに関する相談を受けた場合は、早急に母子保健課と所内会を実施し対応しました。

令和5(2023)年度の自殺に関する相談の実人数は9人で、特に高齢者を支

援する地域包括支援センターからの相談が増加しています。相談があった際には、高知市保健所嘱託相談を利用する等、担当課で連携し、対応しています。

4 成果指標の達成状況

(1) 自殺対策全体の数値目標

	H29 (2017) 年	H30 (2018) 年	R元 (2019) 年	R2 (2020) 年	R3 (2021) 年	R4 (2022) 年	R5 (2023) 年	R6 (2024)年 目標値
自殺死亡 者数	50人	49人	47人	59人	55人	55人	44人	H29(2017)年と比べて10%減少 (45人以下)
K6*の値 が10点以上 の人の割合	12.2%						16.7%	11.0%

*K6は、心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標(p21参照)

(2) 具体的施策に対する指標の達成状況

実績／指標	R元 (2019) 年	R2 (2020) 年	R3 (2021) 年	R4 (2022) 年	R5 (2023) 年	R6 (2024)年 目標値
庁内(対象課)職員のゲートキーパー養成研修受講率	対象課30課中27課が受講(90%)	対象課30課全てが受講(100%)				※令和5年度から全庁職員を対象とする 対象課の100%が受講
※追加対象課の委託先の参加数			12か所／20か所	16か所／20か所	20か所全て(100%)	20か所
ゲートキーパー養成研修参加者のうち「今後に活用できる」「今後に活用できる」「自殺対策の理解が深まった」と回答した人の割合(研修受講時のアンケート)	「今後に活用できる」 平均95.3%	「今後に活用できる」 平均94% 「自殺対策について理解が深まった」 平均89.6%	「今後に活用できる」 平均92.9% 「自殺対策について理解が深まった」 平均94.1%	「今後に活用できる」 平均100% 「自殺対策について理解が深まった」 平均94.5%	「今後に活用できる」 平均96% 「自殺対策について理解が深まった」 平均95%	80.0%以上
自殺予防啓発チラシの配布機会	18か所	6か所	96か所	99か所	108か所	10か所以上

第3章 高知市の自殺対策推進の考え方

1 自殺対策の考え方

「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」と言われています。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立等の様々な社会的要因があることが知られています。

このため、自殺対策は社会における「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」のそれぞれのレベルにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進することが必要です(三階層自殺対策連動モデル)。



三階層自殺対策連動モデル(自殺総合対策推進センター資料)

2 基本認識

自殺に至る心理は、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることや、社会とのつながりの減少や役割喪失感、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と捉えることができます。

自殺の原因・動機には「健康問題」が最も多く、自殺した人の大多数は生前に精神障害(うつ病・パーソナリティ障害・アルコール依存症・統合失調症等)に罹患していたという研究もあり、自殺行動は精神障害者でより高率に認められています。そのため、「自殺は誰にでも起こるという認識」や「自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組を進める」、「心の健康づくりへの取組を進める」必要があります。また、自殺の危険が高まる過程において、気づき、つなぎ、見守りにより、孤立を回避することが重要です。

3 基本理念

自殺対策の本質が生きることの支援であるということを確認し、市民一人ひとりのかけがえのない命を守るため、「生きることの包括的な支援」として、地域全体で自殺対策に取り組み、「誰も自殺に追い込まれることのない高知市」の実現をめざします。

4 基本方針

本市の現状や、国が定めた「自殺対策基本法」、「自殺総合対策大綱」及び県が定めた「第3期高知県自殺対策行動計画」を踏まえ、次の4つの基本的な考えを基にこの計画を推進します。

(1) 生きることの包括的な支援として推進

世界保健機構(WHO)は、「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」であると明言しています。個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」が上回ったときに自殺リスクが高まります。そのため、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で自殺対策を推進します。

(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が、安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。このような包括的な取組を実施するためには、様々な悩みを抱えた人がたどり着いた相談先で、必要な支援を受けることができるよう、それぞれの分野の支援機関が自殺対策の一端を担っているという意識を共有し、連携を深めることが必要です。地域共生社会の実現に向けた取組(重層的支援体制整備事業の実施含む)や、生活困窮者自立支援制度など、関係機関と連携を図り、自殺対策を推進していきます。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進することが重要です。

また、個別の施策においては段階ごとの対応も必要です。

- ① 事前対応 : 心身の健康の保持増進の取組, 自殺や精神疾患等についての正しい知識の普及・啓発
- ② 自殺発生の危機対応 : 現に起こりつつある自殺発生への危機介入
- ③ 事後対応 : 自殺や自殺未遂が生じた場合の事後対応

(4) 実践と啓発を両輪として推進

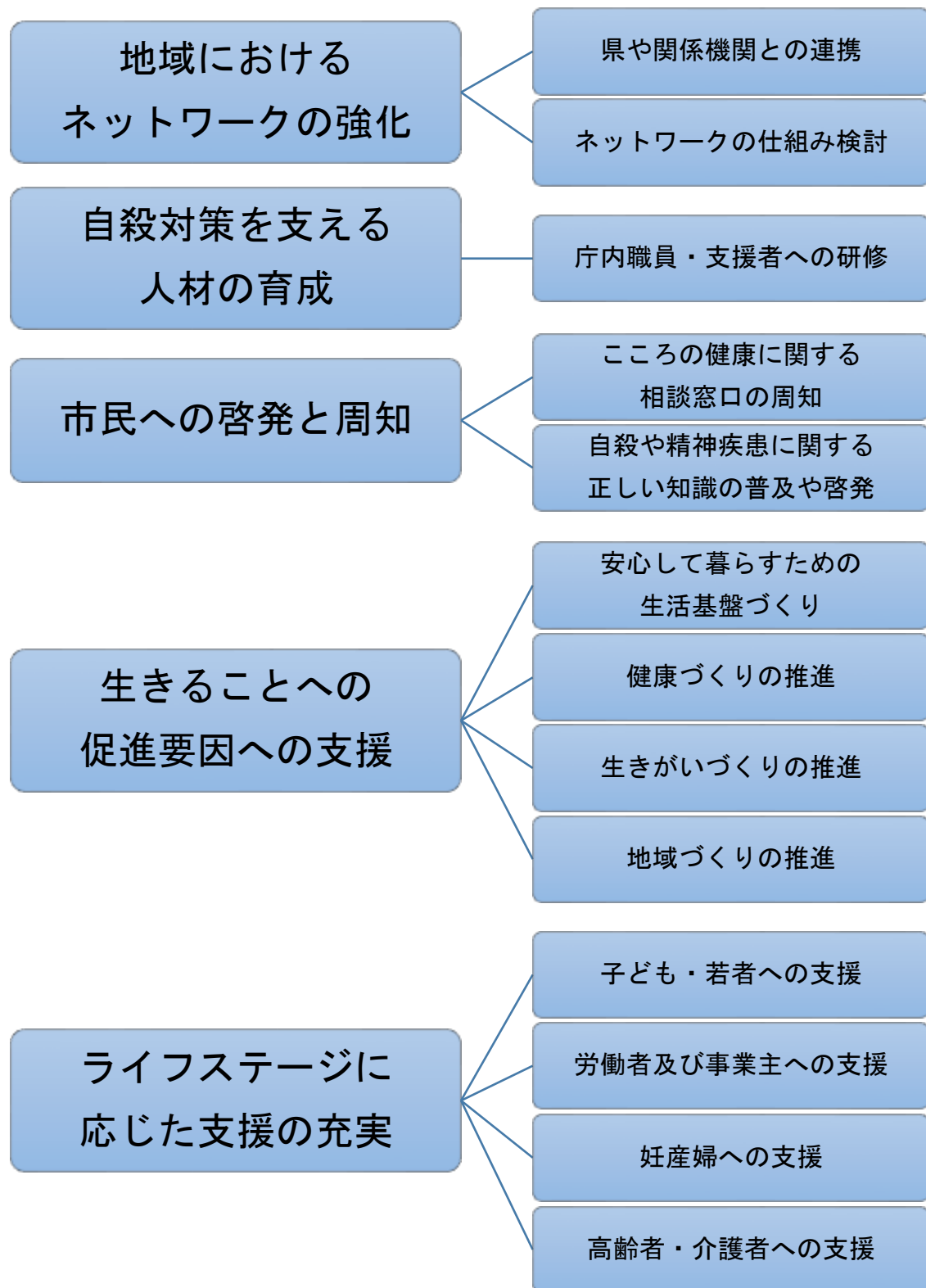
自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及・啓発を行います。全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、専門家につなぎ、見守っていけるよう、普及・啓発に取り組んでいきます。

5 基本施策

基本理念に基づいた、前計画の基本施策を引き継ぎ、それぞれの施策を実施及び連動させて総合的に推進していきます。

- 地域におけるネットワークの強化
- 自殺対策を支える人材の育成
- 市民への啓発と周知
- 生きることへの促進要因への支援
- ライフステージに応じた支援の充実

6 計画体系図



第4章 具体的施策

基本施策：地域におけるネットワークの強化

現状

■悩みやストレスを感じたときに、誰かに相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じる人の割合は32.7%です。

・心理的苦痛を感じている人の中で、悩みやストレスを感じたときに、誰かに相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じる人の割合は68.3%です。

■自殺の原因・動機は「健康問題」(37%)、「経済・生活問題」(24%)、「家庭問題」(10%)、勤務問題(7%)となっています。前計画の調査時点よりも、「経済・生活問題」の割合が約2倍に増加しています。

■自殺で亡くなった人のうち、自殺未遂歴がある人の割合は17.7%で、前計画の調査時点よりも7%減少しています。また、男性よりも女性の割合が高くなっています。

・令和5(2023)年、自損行為による救急出動件数は196件で、うち救急搬送件数は161件です。救急搬送件数は増加しています。

課題

■自殺の多くは、健康問題、職場の問題、家庭や学校などの様々な要因が関係しており、心理的苦痛を感じている人ほど悩みやストレスを誰かに相談したり、助けを求めることにためらいを感じています。そのため、相談を待つのではなく、問題に早期に気づいて、適切な人や機関につなぐといったことができるよう、地域の多様な関係者がネットワークを通じて連携・協力し相談しやすい環境を作っていくことが重要となります。

■自殺者における自殺未遂歴がある人の割合は減少傾向ですが、依然として自殺者の2割弱の人に自殺未遂歴があります。医療機関等と連携し、自殺未遂者への支援を行い、再度の自殺企図を防ぐ取組が必要です。

取組

●県や関係機関との連携

関係機関で共通認識をもち、連携・協力して総合的な自殺対策を推進し、地域で、その人らしく、安心して暮らせる、支え合いのまちづくりを支援します。また、自殺未遂者への支援を県や医療機関と連携して実施します。

事業等	内容	担当課
重層的支援体制整備事業	「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するための多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援を一体的に実施します。	地域共生社会推進課
各会議への参加	高知県自殺対策連絡協議会 自殺・依存症対策ネットワーク会議 こうちセーフティネット連絡会 高知地域定着支援センター関係機関連絡会 ひきこもり支援者連絡会 アディクションフォーラム実行委員会 DV等被害者支援ネットワーク会議 等	健康増進課
自殺未遂者支援	医療機関や県と連携して自殺未遂者及びその家族への支援を行います。	

●ネットワークの仕組み検討

自殺対策を高知市全体の課題と捉え、高知市自殺対策計画庁内ワーキング等により、庁内の連携強化を図り、包括的な自殺対策の取組を推進します。より効果的なネットワークの仕組みを検討するため、庁内職員の自殺対策に関する意識調査を行います。

制度の狭間にある人、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人などを地域において早期に発見し、確実に支援していくため、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」との連携を図ります。

事業等	内容	担当課
自殺対策計画庁内ワーキンググループ	計画についての協議を行います。	介護保険課、障がい福祉課、福祉管理課、高齢者支援課、保険医療課、地域共生社会推進課、基幹型地域包括支援センター、地域防災推進課、人権同和・男女共同参画課、地域コミュニティ推進課、消費生活センター（くらし・交通安全課）、子育て給付課、子ども育成課、母子保健課、子ども家庭支援センター、学校教育課、人権・こども支援課、住宅政策課、税務管理課、健康増進課
重層的支援体制整備事業	「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するための多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援を一体的に実施します。	地域共生社会推進課
高知市地域共生社会推進本部「包括的支援体制推進部会」の開催	相談支援部署に包括的相談支援員を配置し、多機関協働を推進します。	
自殺対策に関する意識調査	効果的な仕組みの検討のため、職員にアンケート調査を実施します。	健康増進課

基本施策：自殺対策を支える人材の育成

現状

■令和元(2019)年度から、庁内職員と関係機関職員を対象にゲートキーパー養成研修を年に2～3回実施してきました。令和2(2020)年度には当初対象としていた部署(庁内30課)の全てが受講済みとなったため、令和3(2021)年度からは対象課の委託先にも対象を拡大し、また、令和5(2023)年度からは対象課を全庁とし、令和5(2023)年度末時点で、全庁の45%の部署が受講しています。

・ゲートキーパー養成研修後の参加者アンケートでは、「自殺対策に関する理解が深まった」、「今後に活用できる」と回答した人の割合は9割を超えています。

■悩みやストレスを感じたときに、誰かに相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じる人の割合は32.7%です。心理的苦痛を感じている人ほど、誰かに相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じる人の割合が高くなっています。

課題

■様々な悩みや生活上の困難を抱える人に、早期に気付き、適切に対応できるようにするために、引き続きゲートキーパー養成研修を行い、自殺対策を支える人材を増やしていく必要があります。

ゲートキーパーとは

自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応(悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)ができる人のことで、「命の門番」とも位置付けられる人のことです。自殺対策では悩んでいる人に寄り添い、「孤独・孤立」を防ぎ、支援することが重要です。

ゲートキーパーは、海外でも、自殺対策の分野でも広く使用されている用語、概念であって、世界保健機関(WHO)を始め、多くの国々で使用され、その養成プログラムが実施されています。

取組

●庁内職員・支援者等への研修

自殺のハイリスク者と出会う機会の多い庁内職員の資質の向上と全庁的な連携を図るとともに、生きるための包括的な支援を行う人材を育成します。ゲートキーパーとなる人材を様々な分野と連携を図り育成し、相談を受けた際に適切な支援機関へつなぐことができる人材を増やしていきます。ゲートキーパーが対応に困ったときには、適切な機関へつなげることができるよう、健康増進課をはじめとした専門機関が相談先となることを合わせて周知していきます。

事業等	内容	担当課
ゲートキーパー養成研修	ゲートキーパーの養成を行います。 (対象) 全庁職員, 障害者相談センター職員, 高知市社会福祉協議会職員, 子育て支援訪問員, 放課後児童クラブ職員, 地域包括支援センター職員, 介護支援専門員, 民生委員 等	健康増進課
精神疾患に関する勉強会(嘱託医師勉強会)	メンタルヘルス・精神疾患の理解を深めるための勉強会を行います。 (対象) 全庁職員, 関係課委託先 等	

基本的施策：市民への啓発と周知

現状

- 心理的苦痛を感じている人の割合は、この6年間で4.5%増加しています(平成29(2017)年:12.2%, 令和5(2023)年:16.7%)。
 - ・心理的苦痛を感じている人の割合が最も多いのは、男性は30歳代、女性は40歳代です。
- 「自覚的健康感がよくない人」、「悩みやストレスを感じたときに、誰かに相談することや、助けを求めたりすることにためらいを感じている人」、「地域の人々が助け合っていると思っていない人」、「暮らし向きが苦しい人」ほど、心理的苦痛を感じている人の割合が高くなっています。
- 悩みやストレスを感じたときに、誰かに相談することや、助けを求めたりすることにためらいを感じる人の割合は32.7%で、30歳代で最も高くなっています。
 - ・国の同様の調査では、ためらいを感じる人の割合は38.8%で、70歳以上で最も高くなっています(厚生労働省「令和3年度自殺対策に関する意識調査」より)。
- 自殺の原因・動機は「健康問題」(37%)、「経済・生活問題」(24%)、「家庭問題」(10%)、勤務問題(7%)となっています。前計画の調査時点よりも、「経済・生活問題」の割合が約2倍に増加しています。

課題

- 自殺に追い込まれるという危機が、誰にでも起こり得る危機であり、そうした危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であることが共通認識となるよう、引き続き普及・啓発を行う必要があります。
- 精神疾患や自殺、精神科医療に対する偏見をなくし、正しい理解を促進し、必要時には精神科を受診することを普及・啓発する取組を継続していく必要があります。

取組

●こころの健康に関する相談窓口の周知

自殺は多様かつ複合的な原因・背景を有しています。それぞれの原因・背景について市民との様々な接点を活かし、より多くの市民に分かりやすく相談機関等に関する情報を提供するとともに、こころの健康づくりについての普及・啓発をしていきます。

支援を必要としている人が簡単に適切な情報を得ることができるようにするため、インターネット(高知市ホームページや高知市くらしつながるネット(愛称 Lico ネット)等)や SNS(高知市公式 LINE 等)を積極的に活用してこころの健康に関する情報や、分かりやすい相談先の普及・啓発に努めます。

事業等	内容	担当課
こころの体温計	パソコン等から簡単にストレスや落ち込み度など心の状態がチェックできるメンタルチェックシステムの運用を行います。チェックの最後には相談窓口を表示します。	健康増進課
こころの相談	男女共同参画センター(ソーレ)で実施する相談事業の周知を行います。	人権同和・男女共同参画課
行政の情報提供・広報に関する事務(広報等による情報発信)	行政に関する情報・生活情報の掲載と充実(広報誌・ホームページ・LINE・フェイスブック等による情報発信)、新聞各社・テレビ・ラジオ等を活用したパブリシティにより、各種事業・支援策等に関する情報を住民に提供します。	広聴広報課

【こころの体温計啓発カード】



●自殺や精神疾患に関する正しい知識の普及や啓発

うつ病の発症や重度化を予防するため、正しい知識、心のストレスを感じた時に早期にセルフケアを行うことの重要性、薬物の過剰摂取や多量飲酒等による心身への影響に関する普及・啓発を行います。

健康づくりに関する様々な事業(健診や食育等)を通して普及・啓発を実施し、こころと体の健康に関する理解促進、保持増進を進めます。

事業等	内容	担当課
心のサポーター養成研修	正しい知識と理解に基づき、家族や同僚等、身近な人に対して傾聴を中心とした支援を行う心のサポーターを養成します。	健康増進課
普及啓発事業	精神疾患に関する情報や正しい知識の普及のため、ホームページ等を活用し、啓発と情報の発信を行います。	
心の健康に関する出前講座の実施	依頼に応じて職員が地域に出向き、心の健康に関する出前講座を行います。	
市民啓発事業 (人権啓発事業)	講演会や学習会などを通じて、市民の人権意識の高揚を図ります。	人権同和・男女共同参画課
男女共同参画センター管理運営事業	男女共同参画センター(ソール)によるDV防止やハラスメント、性の多様性などに関する講演会や出前講座、パネル展等により、啓発と周知を行います。	
男女共同参画推進事業	県や男女共同参画センター(ソール)等と連携し、DV防止の出前講座・パネル展などを実施し、啓発と情報の発信を行います。	
オーテピア高知図書館運営事業	自殺対策や精神疾患に関する図書の展示やブックリスト・リーフレットの配布など関係機関と連携し、情報発信を行います。	図書館・科学館課

心のサポーターとは



こころの不調で悩む人をサポートするため、さらには偏見のない暮らしやすい社会を作るため、メンタルヘルスの基本知識や聴く技術などを学ぶプログラム研修を受講した人を「心のサポーター」と呼んでいます。国は、令和15(2033)年までに日本全国で100万人の「心のサポーター」養成をめざしています。

心のサポーターは、心の病気を持つ人に対する差別や偏見(スティグマ)を持つことなく共生できる風土づくりや、メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識を持ち、地域や職場等でメンタルヘルスの問題を抱える人や家族に対してできる範囲で手助けをする、傾聴を中心とした支援者のことを言います。

(心のサポーター養成事業事務局資料より)

基本的施策：生きることの促進要因への支援

現状

- 自殺の原因・動機では「健康問題」が37%で最も高く、次いで、「経済・生活問題」が24%となっています。「経済・生活問題」の割合は、前計画の調査時点よりも高くなっています。
 - ・「健康問題」を原因・動機の小分類でみると、健康問題で最も多いのが「うつ病」、次いで身体への悩み(身体の病気)となっています(高知県「第3期高知県自殺対策行動計画」より)。
- 「自覚的健康感がよくない人」、「悩みやストレスを感じたときに、誰かに相談することや、助けを求めたりすることにためらいを感じている人」、「地域の人々が助け合っていると思っていない人」、「暮らし向きが苦しい人」ほど、心理的苦痛を感じている人の割合が高くなっています。
- 近所づきあいの程度は「挨拶をする程度」が38.8%と最も高く、次いで「立ち話をする程度」が26.3%、「ほとんど付き合いはない」が10.0%となっています。「何か困った時に助け合えるような付き合いである」は9.5%です(高知市「令和5年度地域福祉に関するアンケート調査結果」より)。
- 「自殺を考えたとき、どのようにして思いとどまったか」という質問に、「家族や恋人など身近な人が悲しむことを考えた」が40.3%と最も高く、「我慢した」(37.7%)、「趣味や仕事など他のことで気を紛らわせるように努めた」(27.7%)と続いています(厚生労働省「令和3年度自殺対策に関する意識調査」より)。

課題

- 自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの促進要因」よりも、「生きることの阻害要因」が上回った時といわれています。そのため、「生きることの阻害要因」を減らすための取組だけでなく、「生きることの促進要因」を増やすための取組を合わせて行うことによって、自殺リスクを低下させる必要があります。こうした点を踏まえて、「生きることの促進要因」の強化につながる取組を様々な分野で幅広く推進していく必要があります。
 - ・人それぞれに置かれている環境が異なることから、経済、健康、仕事、家庭・地域での役割等、多岐にわたる面での対策が必要です。

・地域で孤立し、孤独や悩みを誰にも相談せずに抱えている人を早期に発見し、相談機関につなげられるよう、地域における見守り活動や助け合い活動といった孤独・孤立対策とも連動していく必要があります。

●安心して暮らすための生活基盤づくり

暮らし向きが苦しい人ほど、こころの健康状態を良いと感じていない人が多いことから、生活困窮者の中には、自殺リスクを抱えている人が多いといえます。生活困窮者に対して、包括的な支援を行うとともに、関係部署と連携し支援を行います。生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度に基づく取組と自殺対策との連携を強化して、自殺のハイリスク者（潜在的なハイリスク者も含めて）に対する「生きることの包括的な支援」を充実させるとともに、労働に関する問題、生活及び経済的な問題等に関する相談支援の充実を図ります。また、病気や障害があっても、地域で安心して生活ができるよう、各相談体制の充実を図ります。

事業等	内容	担当課
自立相談支援事業	生活に困窮されている方が抱えている様々な課題について、必要な支援を受けられる機関や地域につなぐ支援を伴走的に行うことで課題解決を図り、安定した生活ができるよう支援します。	福祉管理課
居住支援事業	事業の要件を満たしている方に対して、一定の期間内に限り衣食住の提供を行うとともに、自立相談支援事業を利用することで対象者の課題解決を図り、安定した生活ができるよう支援します。	
住居確保給付金	減収により住宅を喪失、又はそのおそれのある方等、給付の要件を満たしている方に対して、一定期間家賃相当分を支給し住宅及び就労機会の確保について支援します。また、家計改善が必要な場合に、低廉家賃の住宅等への転居費用を補助します。	
就労準備支援事業	就労に向けた準備（日常生活自立・社会的自立）が整っていない方を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援します。	
家計改善支援事業	生活に困窮されている方が家計の管理を適切に行うことができず、日常生活に支障を来している場合に、家計収支の分析を通じて生活再建に向けた伴走的な支援を行い、家計管理の意欲や能力の向上を図るとともに、家賃・税・国保料等の滞納解消を支援します。	

子どもの学習支援事業（高知チャレンジ塾）	高知市内の生活に困窮されている世帯等の中学生に対して、高等学校等への進学や将来への希望をもって進路を選択できるようにすることを目的として学習の場を設け、学習支援を行うとともに、悩みごとの相談対応など居場所の提供も行います。	学校教育課 福祉管理課
無料職業紹介事業	就労支援員による就職支援（職業紹介、就労相談、個別カウンセリング等）を実施します。	産業政策課
消費生活相談事業	多重債務等消費者トラブルに遭った市民の相談に応じます。内容により無料法律相談の機会を提供します。	消費生活センター（くらし・交通安全課）
国保料等の納付相談	国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の分納相談等を実施するほか、生活困窮世帯については状況に応じた支援を受けられるように、高知市生活支援相談センター等の相談・支援機関を案内しています。	保険医療課
介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業等に関する事務	障害者総合支援法に基づく介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業（日中一時支援・移動支援・訪問入浴）等の支給決定を行います。	障がい福祉課
障害者相談支援事業・基幹相談支援センターの運営	障害者相談支援事業では、障害者（児）及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、関係機関との連携強化を図ります。 基幹相談支援センターでは、地域の相談支援体制の強化及び障害者虐待防止センターの運営を行います。	
ほおっちょけん相談窓口の設置・運営支援	どこに相談したらいいかわからない、生活に関するちょっとした困りごとなどを聞き、行政などの専門機関や地域のサービスなど適切な支援につなげるための住民に身近な地域の相談窓口の運営を支援します（地域の薬局や社会福祉法人など多様な主体の協力により設置）。	地域共生社会推進課
若年がん患者在宅療養支援事業	若年のがん患者の方が、住み慣れた自宅等で自分らしく過ごせるよう、患者さんご本人やそのご家族の負担を軽減し、在宅での療養に対する支援を実施します。	健康増進課

がん患者アピアランス支援事業	抗がん剤や放射線治療の影響による脱毛や手術による乳房切除等、外見の変化により社会参加への不安を持つがん患者の方に対して、ウィッグや乳房補整具等の購入費用を助成します。	健康増進課
難病患者支援	難病患者とその家族が安心して生活できるよう特定医療費(指定難病)の新規受付や、ガイドブックを発行し情報発信するとともに、生活上の相談も受けています。	

●健康づくりの推進

「第三期高知市健康づくり計画」との整合を図り、特にこころの健康づくりに関する施策を推進します。また、こころの悩みやうつ病・統合失調症等の精神疾患を抱える人への相談対応を行い、必要に応じて医療機関等の関係機関と連携した支援を実施します。

事業等	内容	担当課
精神保健福祉相談	メンタルヘルス・こころの悩みに関する相談、精神障害者(疑い含む)及びその家族への相談対応・個別支援を行います。	健康増進課
生活習慣病予防	健康づくりや生活習慣の見直しのきっかけとして「いきいき健康チャレンジ」の普及に努めます。さらに、個人の取組だけでなく、家族や仲間、職域、地域で取り組んでいけるよう、関係機関と連携し働きかけていきます。	
	国保被保険者の特定健診受診勧奨、保健指導を行います。	保険医療課
健康教育・健康相談	健康管理ができるために、心身の健康に関する相談に応じ、必要な指導及び助言を行います。さらに、気軽に相談できる窓口の一つとして「かかりつけ医・歯科医・薬局」を持つことの大切さを周知し、医師会・歯科医師会・薬剤師会と連携し働きかけていきます。	健康増進課
喫煙・受動喫煙対策	喫煙は様々な疾患の発症に大きな影響を与えるため、喫煙率の低下を目指し、禁煙したい人が禁煙できるような支援や、20歳未満の人が喫煙し始めないこと、望まない受動喫煙が生じないための取組を進めます。	

アルコール健康障害対策	不適切な飲酒は、アルコール性肝障害や膵炎、高血圧、心血管障害及びがん等の健康障害だけでなく、家族や周囲の人を巻き込み、暴力や自殺等の様々な問題にも関連します。その予防として生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合の減少を目指し、減酒・休肝日の大切さ等を周知します。さらに、アルコール健康障害に対し、相談・治療・回復に至るまで、関係機関と連携し支援していきます。 (※不適切な飲酒とは多量の飲酒、20歳未満の者の飲酒、妊婦の飲酒等のことです。)	健康増進課
重複受診者等保健指導	国保被保険者の重複受診者等を保健指導することにより、適正受診の指導を行います。	保険医療課
いきいき百歳体操会場の立ち上げ支援	高齢者がより身近な地域で取り組むことができるよう、「いきいき百歳体操」の新規会場の立ち上げを支援していきます。	基幹型地域包括支援センター
いきいき百歳体操へのつなぎ支援	虚弱高齢者等が介護予防・健康づくりのために地域のいきいき百歳体操等に継続して参加することができるよう、リハビリ専門職や地域包括支援センター、体操会場のお世話役・サポーター等と連携して、実施会場等につなげる取組を進めます。	
こうち笑顔マイレージの普及	健康づくり活動への参加意欲の向上に向けて、「こうち笑顔マイレージ」の普及に取り組みます。また、ポイント付与対象内容や還元方法等について、より充実したものとなるよう見直します。	

●生きがいつくりの推進

趣味に没頭したり、好きな仕事をしたり、大切な人と共に過ごしたりと、自分のやりたいことができていると思えることは、その人の「生きがい」になり得ます。市民一人ひとりが、それぞれの「生きがい」を持てるように、居場所づくりや生きがいつくりの活動を支援します。

事業等	内容	担当課
スポーツの振興	市民一人ひとりがいつでも、どこでも、だれとでもいつまでも安全にスポーツ活動に親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の整備を推進してスポーツ振興を図ります。	スポーツ振興課

高齢者自身が 支え手となる 社会参加の促 進	高知市老人クラブ連合会の活動支援を継続して行い、各地域での支え合い活動の場となるよう協議を進めていきます。 また、なごやか宅老所の運営や地域にある様々な活動について、関係機関と協議しながら、地域づくりに参加したい高齢者が参加しやすい環境づくりに取り組んでいきます。 就労意欲のある人については、シルバー人材センター等を活用し、就労しやすい環境づくりに取り組んでいきます。	高 齢 者 支 援 課
老人クラブ 連合会補助金	高齢者の社会参加や健康・生きがいづくりを促進するとともに、家族・地域とのつながりを実感できるスポーツ・文化のイベントを実施します。	
生きがい施策 (高齢者向け クラブへの活 動助成)	高齢者向けクラブ(地域在住の60歳以上の住民が健康づくりや仲間づくりを目的に集まった団体)への活動費の助成を行います。	
高齢者講座	60歳以上の高齢者が生きがいを見出すきっかけの場づくりを行います。	
いきいき百歳 体操会場の 立ち上げ支援	高齢者がより身近な地域で取り組むことができるよう、「百歳体操」の新規会場の立ち上げを支援していきます。	基 幹 型 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー
いきいき百歳 体操へのつな ぎ支援	虚弱高齢者等が介護予防・健康づくりのために地域のいきいき百歳体操等に継続して参加することができるよう、リハビリ専門職や地域包括支援センター、体操会場のお世話役・サポーター等と連携して、実施会場等につなげる取組を進めます。	
こうち笑顔マイ レージの普及	健康づくり活動への参加意欲の向上に向けて、「こうち笑顔マイレージ」の普及に取り組めます。また、ポイント付与対象内容や還元方法等について、より充実したものとなるよう見直します。	
重層的支援体 制整備事業 (参加支援)	高知市社会福祉協議会に配置された地域福祉コーディネーターが支援が必要な方に対して、社会資源や支援メニューとのコーディネート、マッチングを行うとともに、地域の社会資源への働きかけを行うなど、既存の社会資源の拡充を図り、支援ニーズに合った支援メニューの創設のための活動を実施していきます。	地 域 共 生 社 会 推 進 課

オーテピア高知図書館運営事業	読書環境の充実と、映画会やおはなし会等の開催により、教育的・文化的なサービスを提供し、生きがいづくりや安心してすごせる居場所づくりを行います。	図書館・科学館課
多様で魅力的な芸術・文化活動の推進	市民一人ひとりがそれぞれの持てる個性や能力を日常的に発揮しながら芸術・文化活動を行うことができ、また高知の強みを活かしたものから、国内外の優れたものまで、多様な芸術に触れる機会を得ることで、文化を身近に感じながら、心の豊かさと創造性を兼ね備えた人々であふれるまちづくりをめざします。	文化振興課
学びが広がる生涯学習の推進	市民一人ひとりが自らの学習欲求を満たし、その資質や能力を高めるとともに、地域社会の中で学習成果を発揮することができるように、多様な学習機会の提供及び学習環境の整備を行います。	

●地域づくりの推進

自殺予防には地域のつながりが重要です。複数の課題を抱えながらも、自ら相談に行くことが困難な方を、地域において早期に発見し、確実に支援していくため、地域の関係機関等と協働で、気付き・見守る地域づくりを推進し、地域で、その人らしく、安心して暮らせる、支え合いのまちづくりを支援します。

事業等	内容	担当課
重層的支援体制整備事業（地域づくりにむけた支援）	地域住民、企業・社会福祉法人、行政、専門職等が地域の情報や課題を共有し、地域内の状況を分析した上で、課題解決に向けて話し合う場づくりを進め、地域住民等の意識の醸成を図ります。	地域共生社会推進課
ほおっちょけん相談窓口の設置・運営支援	どこに相談したらいいかわからない、生活に関するちょっとした困りごとなどを聞き、行政などの専門機関や地域のサービスなど適切な支援につなげるための住民に身近な地域の相談窓口の運営を支援します（地域の薬局や社会福祉法人など多様な主体の協力により設置）。	

市民会館相談事業等	地域住民に対し、生活上の相談、人権に関わる相談等に応じ、必要な場合は専門機関につなぎます。	人権同和・男女共同参画課
地域啓発事業	差別や偏見のない地域社会の確立をめざし、地域に根ざした啓発活動に取り組む人権啓発推進委員会の支援を行います。	
地域子育て支援センター	就学前の子どもとその保護者を対象に、遊び場の提供、子育て親子同士の交流、子育て情報の提供、子育て相談を行います。	子ども育成課
「いきいき百歳体操」の場を活用した地域での支え合いの仕組みづくり	各体操会場における体操以外の活動について、NPO法人と連携して聞き取り調査を行い、その内容について広報誌や交流会等を通じた情報発信に取り組みます。また、体操以外の活動を進めたいと希望する会場については、必要な支援を行い、地域での支え合いの仕組みづくりに取り組みます。	基幹型地域包括支援センター
食の機会を通じた集いの場づくり	高齢者の食に関する支援が必要とされており、百歳体操の会場を活用した先進的な取組を他会場へ紹介し、食の機会を通じた集いの場づくりを推進します。	
ニーズに応じた通いの場づくり	高齢者の介護保険事業所以外の社会参加の場として、なごやか宅老や地域交流デイサービスを行っていますが、さらにニーズに合った活動の場となるよう、検討するとともに、介護予防・日常生活支援事業における住民主体のサービスとしての位置付けの可能性について研究します。	
地域猫活動	飼い主のいない猫のトラブルを地域の環境問題と考え、住民の理解と協力の基にルールを作って適正に飼育管理し、地域住民と猫との共生をめざすもので、将来的に飼い主のいない猫をなくしていくことを目的とした活動です。猫を通じて、地域の人間関係が円滑になり、人も猫も円満で住みやすい地域づくりにつながります。	生活食品課
自主防災組織の活動支援	各地域の自主防災組織代表者で構成する「高知市自主防災組織連絡協議会」の事務局を地域防災推進課に設置し、自主防災組織の防災活動を支援しています。	地域防災推進課
地域コミュニティ再構築事業（地域内連携協議会の設立）	地域の課題が多様化する中で、地域内での連携・協力によって地域課題の解決をめざしていくための仕組みである「地域内連携協議会」の設立を提案し、認定された団体には、財政的・人的な支援を行うことで、地域課題の解決等に向けた活動の促進を図っています。	地域コミュニティ推進課

基本的施策：ライフステージに応じた支援の充実

現状

（子ども・若者）

- 全国の小中学生の自殺者数は増加しており、令和4(2022)年には過去最多となっています。本市においても20歳未満の自殺が0ではない状況が続いています。
- 15歳～30歳代の死因の1位は自殺になっています。
 - ・G7各国の10～19歳の死因順位で、自殺が1位になっているのは日本だけとなっています(厚生労働省：令和5年版自殺対策白書より)。

（労働者及び事業主）

- 有職者のうち男性では独居の20～39歳、女性では同居者ありの60歳以上で、自殺死亡率が全国や高知県よりも高い値となっています。
- 心理的苦痛を感じている人の割合は男性では30歳代が28.9%で最も高く、次いで50歳代で16.3%となっています。女性では40歳代が26.8%と最も高く、次いで30歳代が18.4%となっており、働き盛りの世代で心理的苦痛を感じている人の割合が高くなっています。

（妊産婦）

- 全国的にみると、令和2(2020)年以降、妊産婦死亡の原因は自殺による死亡が最も多くなっています。令和4(2022)年～5(2023)年では、特に20～24歳で妊娠中の自殺死亡率が高く、40～44歳では産後1年以内の自殺死亡率が高くなっている傾向があります(JSCP「いのちを育む妊産婦の危機～新たな自殺統計項目が明かす自殺の実態～」より)。
 - ・妊娠中・産後(産後1年以内)ともに、配偶者ありの場合には、自殺の原因・動機として「家庭問題・健康問題」が多くなっています。配偶者なしの場合は「交際問題」が多く、特に妊娠中でその傾向が顕著となっています。
 - ・産後の自殺の原因・動機の詳細をみると、家庭問題の中では「子育ての悩み」が最も多く、健康問題の中では「病気の悩み・影響(うつ病)」が最も多くなっています。

■心理的苦痛を感じている女性の割合は前計画の調査時点と比較して、20歳代以外で増加しています。

■令和5(2023)年度の「赤ちゃんおめでとう訪問」の訪問実人数は1,793人、うち要フォロー者は253人でした。フォロー理由は「育児心配」が72人、「精神疾患既往」が32人、「産後うつ傾向」が24人、「心身状態の不調」が15人となっています。

(高齢者・介護者)

■自殺死亡率は、男性では80歳以上、女性では70歳代が最も高くなっています。全国と比較すると、男性では40歳代、50歳代以外で、女性では70歳代、80歳以上で高くなっています。

■前計画の調査時点と比較して、60歳代で心理的苦痛を感じている人の割合が増加しており、特に男性では2倍近くになっています。

■毎年、20人前後の65歳以上の人が、自損行為により救急搬送されています。

課題

■乳幼児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人ひとりの子どもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができ、その後の学童期・思春期・青年期の心の安定やSOSを出す力、援助希求力を高めることにもつながることを地域全体が理解し、子どもや保護者・養育者を支えていく取組をより推進していく必要があります。

■働き盛りの世代に対して、効果的に普及啓発を行う方法を検討していく必要があります。地域における自殺対策と職域における自殺対策の連動ができるような取組が必要です。

■妊娠中や出産後は社会から孤立しがちな上、ホルモンバランスの変化や育児の悩みから精神的不調を来す妊産婦は少なくありません。支援が必要な妊婦に対して早期から切れ目のない支援を行うとともに、家庭や地域からの孤立を防ぐよう、医療機関等と連携し、メンタルヘルス対策を実施していく必要があります。

■高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤独・孤立状態に陥りやすい傾向があります。高齢者の孤独・孤立を防ぐため、地域の見守り体制や、居場所づくり、生きがいづくり、社会参加の促進といった地域の基盤づくりが必要です。

取組

●子ども・若者への支援

悩みのある児童・生徒・学生や保護者については学校や家庭と連携し、相談窓口の紹介や支援の提供等を行います。また、心の健康に関する啓発チラシやカードを教育機関等へ配布することを検討します。

児童生徒が様々な困難・強いストレスを受けた場合等における対処の仕方を身に着けるための取組、子どもの貧困対策、生活困窮世帯の子どもの居場所づくり、児童虐待対策との連携について検討します。

事業等	内容	担当課
心の教育アドバイザー派遣事業	心理士による個別、学校支援及び関係機関との連携強化を図ります。	人権・こども支援課
いじめ問題対策推進事業	各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図ります。	
高知市教育委員会スクールカウンセラー配置事業	教育支援センターにスクールカウンセラーを配置し、教育相談の充実を図ります。	教育研究所
校内教育支援センター事業	市立中学校に「校内教育支援センター(校内サポートルーム)」を設置し、支援員を配置し、生徒が安心して過ごすことができる居場所づくりを促進し、個々に応じた学習や相談支援の充実を図ります。	
児童家庭相談	子どもに関する問題について、家庭やその他からの相談に応じるとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるように、子どもや家庭に対する援助活動を行います。	子ども家庭支援センター
児童虐待予防推進事業	要保護児童対策地域協議会を活用した虐待予防ネットワークの構築、虐待予防講演会、研修会開催等、児童虐待予防の推進を行います。	
養育支援訪問事業	要保護児童とその家庭に家庭訪問し、専門的援助をすることで、児童虐待等の予防を図ります。	

子育て短期支援事業	(ショートステイ事業) 保護者が疾病等の事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合や、育児不安等により保護者の身体的精神的負担の軽減が必要になった場合等に、当該児童を児童福祉施設において一時的に養育・保護することにより、児童及び家庭の福祉の向上を図ります。 (トワイライト事業) 保護者が、仕事の事由等により、帰宅が恒常的に夜間にわたる場合に、当該児童を母子生活支援施設に通所させ、生活指導、夕食の提供を行うことにより、児童及び家庭の福祉の向上を図ります。	子ども家庭支援センター
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家事・子育て等の支援を図ります。	
支援対象児童見守り強化事業	児童虐待防止及び保護者による養育困難な状況下に置かれている児童への支援を行う民間団体へ補助し、見守り体制の強化を図ります。	
発達・障がいに関する相談	子どもの発達や障がいに関する相談に保健師、心理士等のスタッフが応じます。	子ども育成課
障害児支援に関する事務	児童福祉法に基づく児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援の福祉サービスの支給決定を行います。	障がい福祉課
子どもの学習支援事業（高知チャレンジ塾）	高知市内の生活に困窮されている世帯等の中学生に対して、高等学校等への進学や将来への希望をもって進路を選択できるようにすることを目的として学習の場を設け、学習支援を行うとともに、悩みごとの相談対応など居場所の提供も行います。	学校教育課 福祉管理課
青少年補導センター事業	青少年の非行防止、健全育成を図るための事業（街頭補導活動、相談支援活動、青少年健全育成のための広報啓発活動、補導センター便り、非行防止ポスター展等）を行います。	少年補導センター

青少年の健全な心と体の育成	青少年が地域社会の中で健全に育っていくよう、様々な体験活動を通じて、地域で協力し合い、青少年の健全な心と体を育む居場所づくりを推進します。	青少年・事務管理課
大学等奨学資金貸付事業	大学(短期大学を含む)・専修学校において、経済的理由により就学が困難な方に対して、無利子の奨学金を貸与することで、社会において有能な人材を育成するとともに、教育の機会均等を図ります。	
無料職業紹介事業	就労支援員による就職支援(職業紹介, 就労相談, 個別カウンセリング等)を実施します。	産業政策課
オーテピア高知図書館運営事業	こうち若者サポートステーションと連携し、オーテピア高知図書館で「若者サポートステーション進路相談会」を定期的に開催します。	図書館・科学館課

●労働者及び事業主への支援

こころの悩みを抱える労働者への相談支援を充実させるために、労働者のメンタルヘルス等に関する出前講座のメニューを検討します。

県や高知産業保健総合支援センター、その他の関係機関と連携し、働き盛りの世代に対して、相談窓口の周知や心の健康・精神疾患に関する普及啓発の機会を増やしていきます。

事業等	内容	担当課
出前講座	依頼に応じて働く人のメンタルヘルスに関する出前講座, ゲートキーパー養成研修, 心のサポーター養成研修を行います。	健康増進課
労働ニュースの発行	労働関係施策や働き方などに関する情報を労働者及び事業主に周知するため、「高知労働ニュース」を年4回発行します。	産業政策課
中小企業等金融支援	産業活性化融資やセーフティネット保証受付制度等により中小企業の金融支援を行います。	

●妊産婦への支援

妊娠中や出産後は社会から孤立しがちな上、ホルモンバランスの変化や育児の悩みから精神的不調を来す妊産婦は少なくありません。妊娠期の早期から、支援が必要な家庭を把握し、産後うつ予防や対策を含め切れ目ない支援を行います。

事業等	内容	担当課
母子健康手帳 交付時面接	母子保健課及び子育て世代包括支援センター窓口にて母子健康手帳を交付する際に、母子保健コーディネーターや保健師が妊婦と面接を行います。	母子保健課
産婦健診	産後2週間と1か月の産婦健診時にエジンバラ産後うつ病質問票を用いた産後うつのスクリーニングを行います。	
赤ちゃん誕生 おめでとう訪問	生後4か月までの乳児とその保護者を訪問し、児の体重測定や子育てに関する情報提供、育児相談等を行います。訪問時にはエジンバラ産後うつ病質問票を用いて産後うつのスクリーニングを実施します。	
産後うつ支援 体制	産後うつからの自殺を防ぐために、母子保健課等で把握したハイリスク者に対して健康増進課(精神担当)や子ども家庭支援センター等と共に対応方針を随時検討し迅速に支援します。	
妊産婦・子育て 相談はぐくみ	保健師・栄養士等の専門職が育児の相談に応じます。また乳幼児のいる保護者同士の交流、情報交換の場とします。	
産後ケア事業	出産直後の早期段階から助産師による自宅への訪問によるケア(訪問型)と施設におけるケアやショートステイ(通所型・宿泊型)で産後心身のケアと育児の支援を行います。	
多胎家庭支援 事業	3歳までの多胎児を養育する家庭へ育児サポーターを派遣し、日常の育児・家事に関する介助や外出時の補助を行う。また、多胎育児経験者との交流等により、日常生活における不安や孤独感などに対応した支援を実施します。	
母子手帳アプリ 高知市子育て アプリ「みらい」	妊娠や子育てに関する情報を妊娠の経過やこどもの成長発達の時期に応じて発信していくことで、必要な情報が必要な時期に獲得できるよう支援を行います。	

地域と産科医療機関との連携	継続看護連絡票や産科医療機関との定例会において、産後うつリスクが高くなるとされる妊産婦や支援が必要な妊産婦へ早期に介入できるよう、情報共有を行い、支援を行います。	母子保健課
地域子育て支援センター事業	就学前の子どもとその保護者を対象に、遊び場の提供、子育て親子同士の交流、子育て情報の提供、子育て相談を行います。	子ども育成課

●高齢者・介護者への支援

関係機関と事例検討を行い、リスクを早期に把握する仕組みや支援方法を検討していきます。

日頃から高齢者・介護者の、孤独・孤立を防ぐため、地域で見守り、必要時は地域とつながる活動に参加を促す等、それぞれが生きがいを持って暮らすことができるような取組を推進していきます。また、介護者の介護疲れによる心身の不調を予防するためにも、介護者への支援の充実に努めます。

事業等	内容	担当課
在宅高齢者配食サービス	在宅の要介護高齢者に対し、自宅に訪問して定期的に食事を提供すると同時に、安否確認や健康状態に異常があった場合には関係機関への連絡等を行います。	高齢者支援課
養護老人ホームへの入所	環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護が困難と判断した高齢者に対し、養護老人ホームへの措置入所を行います。	
シルバー人材センター「ワンコインサービス」	高齢者が、手助けを必要とする高齢者の身の回りのちょっとした困りごとを、30分以内の仕事1件につきワンコイン(500円)で行うサービス事業に対し、財政支援を継続します。	
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度に係る市長審判請求の申立て、成年後見人等への取組を支援します。	基幹型地域包括支援センター
高知市高齢者虐待予防ネットワーク会議	関係(専門)機関等との連携を強化し、情報交換や対応方法の検討を行う高知市高齢者虐待予防ネットワーク会議を開催するとともに、虐待予防の周知及び啓発活動等に取り組めます。	

高知市成年後見サポートセンター運営支援事業	高知市成年後見サポートセンターの運営を支援します。	基幹型地域包括支援センター
食の改善支援	食生活の改善が必要な高齢者に対し、管理栄養士等による啓発や栄養指導等を行い、地域での食の改善支援に取り組みます。	
認知症サポーター養成講座	地域、学校、企業などでの開催を通じて、多くの人に認知症の人とその家族への理解を広げ、地域で見守りができる意識を醸成します。	
認知症サポーターステップアップ研修	認知症カフェの支援や認知症サポーター養成講座の実施など、主体的に地域の活動に参加、あるいは、地域での活動を生み出していけるような人材を育成します。	
介護給付に関する事務	居宅介護・訪問介護・短期入所・療養介護・生活介護・施設入所支援・相談支援等、介護保険サービスの支給決定を行います。	介護保険課
介護保険相談事業	介護保険及び介護保険に関する様々な相談又は苦情に対応します。	
若年性認知症に関する連携体制構築	若年性認知症の人のニーズに合った支援を早期から行えるように、県が配置する「若年性認知症支援コーディネーター」及び「若年性認知症就労支援コーディネーター」等との連携体制を構築します。	健康増進課

第5章 計画の成果指標

1 自殺対策全体の数値目標

成果指標	現状値 令和5(2023)年	目標値 令和11(2029)年
自殺死亡者数	44人	38人以下
自殺死亡率	15.9 (令和3～5年3か年平均)	13.0以下 (令和9～11年3か年平均)

2 具体的施策に対する指標

成果指標	現状値 令和5(2023)年	目標値 令和11(2029)年
ゲートキーパー養成研修受講者数	累計 延485人 (平成31年度～令和5年累計)	累計 延1,100人
ゲートキーパー養成研修参加者のうち「今後に活用できる」「自殺対策の理解が深まった」と回答した人の割合(研修受講時アンケート)	95.5%	令和5年より 維持・増加
自殺予防啓発チラシの配布機会	108か所	令和5年より拡大
こころの体温計アクセス数	48,283件	令和5年より増加
心のサポーター認定者数	45人	累計1,000人

3 計画の点検評価

計画策定後は、高知市地域保健推進協議会で定期的に計画の評価・進捗管理を行います。協議会の議事録や資料は本市ホームページで市民に公開しその意見も反映していきます。

■第二期高知市自殺対策計画 策定経過

開催日時等	会議名称等	概要
令和6年5月	●事業調査 自殺対策計画改定のための 事業調査実施(26課)	前計画に掲載している事業の 実施状況を庁内の関係課に確 認する。
令和6年6月27日	●自殺対策計画庁内 ワーキング1回目	本計画策定のための意見交換
令和6年7月30日	●自殺対策計画庁内 ワーキング2回目	本計画策定のための意見交換
令和6年11月14日 (8月29日から延期)	●高知市地域保健推進協議会	前計画の評価, 本計画の評価・ 進捗管理
令和6年12月9日	●自殺対策計画庁内 ワーキング3回目	本計画策定のための意見交換
令和7年1月～2月	●パブリックコメント実施	本計画に対する市民等の意見 及び提言の聴取を行う。 意見数:8件
令和7年3月	第二期高知市自殺対策計画完成	

第二期高知市自殺対策計画
～誰も自殺に追い込まれることのない高知市をめざして～

発効日：令和7(2025)年3月

発行：高知市

編集：高知市保健所 健康増進課
高知市丸ノ内1丁目7番45号
総合あんしんセンター1階

電話：088-803-8005

FAX：088-823-8020